

振興会の役員並びに競輪の選手にあつては、すべての競輪三 前二号に掲げる者を除き、入場料の徴収、車券の発売等、競輪場内の整理及び警備その他競輪の事務に従う者にあつては、当該競輪

第九條に次の一項を加える。

前四項の規定により払戻金を交付する場合において、その金額に一元未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

第九條の二を次のように改める。

第九條の二 前条第一項の払戻金の額が命令で定める払戻金の最高限度額をこえるときは、その最高限度額に相当する額を払戻金の額とする。

第九條の三第二項中「その順位で」を削る。

第九條の四中「三十日」を「六十日」に改める。

第十條を次のように改める。

第十條 競輪施行者は、左の各号に掲げる金額を日本自転車振興会に交付しなければならない。

一 一回の開催による車券の売上金の額が別表第一の上欄に掲げる金額に相当するときは、同表の下欄に掲げる金額に相当する金額

二 一回の開催による車券の売上金の額に應じ、その額の千分の三以内において命令で定める金額に相当する金額
競輪施行者は、自転車振興会に競輪の実施を委任したときは、委任の範囲及び一回の開催による車券の売上金の額に應じ命令で定め

る金額を自転車振興会に交付しなければならない。

前項の命令で定める金額は、一回の開催による車券の売上金の額の別表第二の上欄に掲げる区分ごとに、同表の下欄に掲げる金額をこえてはならない。

第十一條第一項中「事項」を「事業」に改め、同条第二項を次のように改め、同条第三項を削る。

自転車振興会は、民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立される法人とする。

第十一條の次に次の二條を加える。

第十一條の二 自転車振興会の役員

の選任及び解任は、通商産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

第十一條の三 自転車振興会は、毎事業年度開始前に、その事業年度の事業計画及び収支予算を作成し、通商産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

自転車振興会は、毎事業年度経過後二月以内に、その事業年度の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び損益計算書を作成し、通商産業大臣に提出しなければならない。

第十二條を次のように改める。

第十二條 日本自転車振興会は、競輪の公正かつ円滑な実施を図るとともに、自転車その他の機械に関する事業の振興に資することを目的とする。
第十二條の次に次の二十四條を加える。

第十二條の二 日本自転車振興会は、法人とする。

第十二條の三 日本自転車振興会は、主たる事務所を東京都に置く。日本自転車振興会は、通商産業大臣の認可を受けて、必要な地に従たる事務所を置くことができる。

第十二條の四 日本自転車振興会は、政令の定めるところにより、登記しなければならない。

前項の規定により登記を必要とする事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

第十二條の五 日本自転車振興会でない者は、日本自転車振興会という名称を用いてはならない。

第十二條の六 民法第四十四条、第五十条及び第五十四条の規定は、日本自転車振興会に準用する。

第十二條の七 日本自転車振興会に、役員として、会長一人、副会長一人、理事八人以内及び監事二人以内を置く。

第十二條の八 会長は、日本自転車振興会を代表し、その業務を総理する。

副会長は、会長の定めるところにより、日本自転車振興会を代表し、会長を補佐して日本自転車振興会の業務を掌理し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠員のときはその職務を行う。

理事は、会長の定めるところにより、会長及び副会長を補佐して日本自転車振興会の業務を掌理し、会長及び副会長に事故があるときはその職務を代理し、会長及び

び副会長が欠員のときはその職務を行う。

監事は、日本自転車振興会の業務を監査する。

第十二條の九 会長、副会長及び監事は、通商産業大臣が任命する。理事は、通商産業大臣の認可を受けて、会長が任命する。

役員は、再任されることができ、役員は、任期は、三年とする。

第十二條の十 左の各号の一に該当する者は、役員となることができない。

一 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなつた後、三年を経過しない者

二 この法律に違反して罰金の刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなつた後、三年を経過しない者

三 国会議員、国家公務員（審議会、協議会等の委員その他これに準ずる地位にある者であつて、非常勤のものを除く）又は地方公共団体の議会の議員

四 政党の役員

五 日本自転車振興会に対する物品の売買、施設の提供若しくは工事の請負を業とする者又はこれらの者が法人があるときはその役員若しくは役員と同等以上の支配力を有する者

第十二條の十一 通商産業大臣は、会長、副会長又は監事が前条各号の一に該当するに至つたときは、これを解任しなければならない。

該当するに至つたときは、これを解任しなければならない。

通商産業大臣は、会長、副会長若しくは監事が心身の故障のため職務を執行することができないと認めるとき、又は会長、副会長若しくは監事に職務上の義務違反その他会長、副会長若しくは監事たるに不適しい非行があると認めるときは、これを解任することができる。

会長は、理事が心身の故障のため職務を執行することができないと認めるとき、又は理事に職務上の義務違反その他理事たるに不適しい非行があると認めるときは、通商産業大臣の認可を受けて、これを解任することができる。

第十二條の十二 役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。ただし、通商産業大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

第十二條の十三 日本自転車振興会と会長又は副会長との利益が相反する事項については、これらの者は、代表権を有しない。この場合は、監事が日本自転車振興会を代表する。

第十二條の十四 日本自転車振興会の役員及び職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第十二條の十五 日本自転車振興会に、運営委員会を置く。

次条第一項第一号から第四号までの業務その他競輪の公正かつ円滑な実施を図るため必要な業務

(以下競輪に関する業務という。)
に關し業務の方法を定め、及び事業計画を作成し、又はこれらを変更しようとするときは、会長は、運営委員会の意見を聞かなければならない。

日本自転車振興会は、競輪に關する業務を行うには、会長が運営委員会の意見を聞いて定めた方針に従わなければならない。

会長は、競輪に關する業務を掌理する理事の任命又は解任について第十二条の九第二項又は第十二条の十一第四項の認可を申請しようとするときは、運営委員会の意見を聞かなければならない。

運営委員会は、前三項に定めるものの外、会長の諮問に依り、日本自転車振興会の競輪に關する業務の運営について調査審議する。運営委員会は、委員二十人以内で組織する。

委員は、競輪に關し学識経験のある者のうちから、通商産業大臣の認可を受けて、会長が任命する。委員の任期は、三年とする。委員は、再任されることが出来る。

第十二条の十六 日本自転車振興会は、第十二条に掲げる目的を達成するため、左の業務を行う。

一 競輪の審判員及び競輪に出場する選手の検定及び登録並びに競輪に使用する自転車の種類及び規格の登録を行うこと。

二 選手及び自転車の競走前の検査の方法、審判の方法その他競輪の実施方法に關し、自転車振興会を指導すること。

三 選手の出場のあつせんを行う

こと。

四 審判員、選手その他の競輪の実施に必要な者を養成し、又は訓練すること。

五 自転車その他の機械に關する事業の振興に必要な資金の融通のため、銀行その他の金融機関に對し、資金の貸付を行うこと。

六 自転車その他の機械に關する事業の振興のための事業を補助すること。

七 第十條第一項及び小型自動車競走法(昭和二十五年法律第二百八号)第十六條の規定による交付金の受入を行うこと。

八 前各号に掲げるものの外、第十二条に掲げる目的を達成するため必要な業務

日本自転車振興会は、前項第八号に掲げる業務を行うとすると、きは、通商産業大臣の認可を受けなければならない。

日本自転車振興会は、第一項第七号に掲げる業務のうち第十條第一項第二号の規定による交付金の受領の業務を自転車振興会に委託することが出来る。

第十二条の十七 日本自転車振興会は、第十條第一項第一号の規定による交付金及び小型自動車競走法第十六條の規定による交付金を、競輪に關する業務に必要な経費に充ててはならない。

第十二条の十八 日本自転車振興会は、業務開始の際、業務の方法を定め、通商産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。前項の業務の方法には、左の事

項を定めておかなければならない。

一 競輪の審判員及び競輪に出場する選手の検定の方法及び合格基準

二 選手の出場のあつせんの基準

三 審判員、選手その他の競輪の実施に必要な者の養成又は訓練の課程、期間、場所及び費用負担の方法

四 自転車その他の機械に關する事業の振興に必要な資金の融通のための資金の貸付の利率、償還期限及び償還の方法

五 補助の対象とする自転車その他の機械に關する事業の振興のための事業の選定の基準及び補助の方法

六 前各号に掲げるものの外、命令で定める事項

第十二条の十九 日本自転車振興会の事業年度は、毎年四月に始まり、翌年三月に終る。

第十二条の二十 日本自転車振興会は、毎事業年度開始前に、その事業年度の事業計画及び収支予算を作成し、通商産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

第十二条の二十一 日本自転車振興会は、資金を借り入れようとするときは、通商産業大臣の認可を受けなければならない。

二 國債証券、地方債証券、鉄道債券、電信電話債券又は商工債券の保有

第十二条の二十三 日本自転車振興会は、毎事業年度経過後二月以内に、その事業年度の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び損益計算書を作成し、通商産業大臣に提出しなければならない。

第十二条の二十四 日本自転車振興会は、通商産業大臣が監督する。通商産業大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、日本自転車振興会に對し、その業務に關し監督上必要な命令をすることが出来る。

第十二条の二十五 日本自転車振興会の解散については、別に法律で定める。

第十三条に次の二項を加える。

競輪場の設置者は、その競輪場の位置、構造及び設備を、第三條第四項の命令で定める基準に適合するように維持しなければならない。

場外車券売場の設置者は、その場外車券売場の位置、構造及び設備を、第四條第二項の命令で定める基準に適合するように維持しなければならない。

第十四条中、「自転車振興会連合会」を削り、「所有者に對し、」を「設置者に對し、選手の出場又は競輪場若しくは場外車券売場の貸借に關する条件を適正にすべき旨の命令、競輪場又は場外車券売場を修理し、改造し、又は移転すべき旨の命令その他」に改める。

第十五條第一項中「自転車振興会

連合会」を「日本自転車振興会」に、「所有者」を「設置者」に改める。

第十六條第一項中「開催の停止その他必要な事項」を「開催を停止し、又は制限すべき旨」に改め、同條第二項中「自転車振興会連合会」を削り、「所有者」を「設置者」に、「業務の停止若しくは制限」を「業務を停止し、若しくは制限し、」に改める。

第十六條の次に次の一條を加える。

第十六條の二 通商産業大臣は、競輪場又は場外車券売場の設置者が前條第二項の規定による命令に違反したときは、当該競輪場又は場外車券売場の設置の許可を取り消すことが出来る。

第十七條第一項中「競輪の運営」を「競輪」に、「競輪運営審議會」を「競輪審議會」に改め、同條第二項中「競輪運営審議會」を「競輪審議會」に、「十五人以内」を「二十人以内」に改め、同條第六項及び第八項中「競輪運営審議會」を「競輪審議會」に改め、同條の次に次の一條を加える。

第十七條の二 通商産業大臣の諮問に依りて、第十條第一項第一号の規定による交付金及び小型自動車競走法第十六條の規定による交付金の運用に關する重要事項について調査審議するため、通商産業省に自転車等機械関係事業振興資金協議会を置く。

自転車等機械関係事業振興資金協議会は、会長一人及び委員十四人以内をもつて組織する。

前條第三項から第八項までの規定は、自転車等機械関係事業振興資金協議会に準用する。

第十八条第一号中「第一条第三項」を「第一条第四項」に改める。

第二十条第三号中「第八条各号の二」を「第八条第三号」に、「当該各号」を「同号」に改める。

第二十一条の次に次の一条を加える。

第二十一条の二 第十二条の十七の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

第二十二条を次のように改める。

第二十三条 左の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

一 第十五条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

二 第十五条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第二十三条の次に次の一条を加える。

第二十三条の二 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者、その法人又は人の業務に関し、前六条の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対して、各本条の罰金刑を科する。

第二十三条中「若しくは自転車振興会連合会」を削る。

第二十八条の次に次の二条を加える。

第二十九条 左の各号に掲げる違反があつた場合は、その行為をした自転車振興会又は日本自転車振興会の役員又は職員は、三万円以下の過料に処する。

一 第十一条の三第一項、第十二条の三第二項、第十二条の十六第二項、第十二条の十八第一項又は第十二条の二十から第十二条の二十二までの規定により通商産業大臣の認可を受けなければならぬ場合において、その認可を受けなかつたとき。

二 第十一条の三第二項又は第十二条の二十三の規定に違反して、事業報告書、財産目録、貸借対照表若しくは損益計算書を提出せず、又は不実の記載をしたこれらの書類を提出したとき。

三 第十二条の四第一項の規定による政令に違反して、登記することを怠つたとき。

四 第十二条の十六第一項に掲げる業務以外の業務を行つたとき。

五 第十二条の二十四第二項の規定による通商産業大臣の命令に違反したとき。

第三十条 第十二条の五の規定に違反した者は、一万円以下の過料に処する。

別表第一及び別表第二を次のように加える。

別表第一

売上金の額	日本自転車振興会に交付すべき金額
六千万円以上 八千万円未満	売上金の額の千分の十。ただし、売上金の額の千分の九百六十が六千万円未満となるときは、当該売上金の額と六千万円との差額の千分の二百五十
八千万円以上 一億円未満	売上金の額の千分の十三。ただし、売上金の額の千分の九百四十が八千万円未満となるときは、当該売上金の額と七千万円との差額の千分の二百五十
一億円以上 二億円未満	売上金の額の千分の十五。ただし、売上金の額の千分の九百四十が一億円未満となるときは、当該売上金の額と九千万円との差額の千分の二百五十
二億円以上	売上金の額の千分の十七。ただし、売上金の額の千分の九百三十二が一億八千万円未満となるときは、当該売上金の額と一億八千万円との差額の千分の二百五十

別表第二

売上金の額	金	額
四千万円以下	四千万円の千分の六十五	
四千万円をこえ九千万円以下	九千万円の千分の六十	

九千万円をこえ一億五千万円以下	一億五千万円の千分の五十五
一億五千万円をこえ三億円以下	三億円の千分の五十
三億円をこえ四億円以下	四億円の千分の四十
四億円をこえ六億円以下	六億円の千分の三十
六億円をこえるもの	売上金の額の千分の三十

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和三十三年十月一日から施行する。ただし、附則第三条から第五条まで及び第二十三条の規定は、公布の日から施行する。

第二条 この法律の施行の日の前後にまたがって開催される競輪については、改正後の第十条の規定を適用する。

(日本自転車振興会の設立)

第三条 通商産業大臣は、改正後の第十二条の九第一項の例により、日本自転車振興会の会長又は監事となるべき者を指名する。

2 前項の規定により指名された会長又は監事となるべき者は、日本自転車振興会の成立の時に、この法律の規定によりそれぞれ会長又は監事に任命されたものとする。

第四条 通商産業大臣は、設立委員を命じて、日本自転車振興会の設立に関する事務を処理させる。

第五条 設立委員は、設立の準備を完了したときは、その事務を附則

第三条第一項の規定により指名された会長となるべき者に引き継がなければならない。

第六条 附則第三条第一項の規定により指名された会長となるべき者は、前条の事務の引継を受けたときは、政令の定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

第七条 日本自転車振興会は、設立の登記をすることによって成立する。

第八条 この法律の施行の際現に自転車振興会又は全国小型自動車連合会に属する旧自転車競技法等の臨時特例に関する法律（昭和二十九年法律第六十九号）第二条第一項の業務に係る財産は、日本自転車振興会が、その成立の時に、承継する。

第九条 自転車振興会連合会は、日本自転車振興会の成立の時に、日本自転車振興会が、その成立の時に、承継する。

算に関する規定は、適用しない。
2 第七條の規定により日本自転車振興会の設立の登記がされたときは、登記官吏は、職権で、自転車振興会連合会の解散の登記をし、その登記用紙を閉鎖しなければならぬ。
(経過措置)

第十條 この法律の施行の際現に改正前の第五條の規定により自転車振興会連合会に登録されている競輪の審判員、競輪に出場する選手並びに競輪に使用する自転車の種類及び規格は、それぞれ改正後の同條の規定により日本自転車振興会に登録されたものとみなす。
第十一條 この法律の施行の際現に自転車振興会の役員地位にある者の任期は、この法律の施行の日から起算して六月を経過するまでとする。

第十二條 この法律の施行の日の属する事業年度の自転車振興会の事業計画及び収支予算については、改正後の第十一條の三第一項中「毎事業年度の開始前に」とあるのは、「自転車競技法の一部を改正する法律（昭和三十三年法律第三号）の施行後遅滞なく」とする。
第十三條 日本自転車振興会の成立の日の属する事業年度の事業計画及び収支予算については、改正後の第十二條の二十中「毎事業年度の開始前に」とあるのは、「日本自転車振興会の成立後遅滞なく」とする。

第十四條 日本自転車振興会が附則第八條の規定により承継した自転車振興会連合会又は全国小型自動車競走会連合会の旧自転車競技法等の臨時特例に関する法律第二條第一項の業務に係る財産は、第十二條の十七に規定する交付金とみなして、同條の規定を適用する。
第十五條 日本自転車振興会が附則第八條又は第九條第一項の規定により承継した財産のうち改正後の第十二條の二十二各号の方法以外の方法によつて余裕金を運用したものがあるときは、この法律の施行の日から六月間は、その運用について同條の認可があつたものとみなす。

第十六條 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
(限時的効力)
第十七條 改正後の第十條第一項第一号及び第十二條の十六第一項第五号から第七号までに規定する事項については、この法律の施行の日から三年を経過する日以後においては、別に法律で定めるところによるものとする。
(他の法律の改正)
第十八條 所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。
第三條第一項第十号中「日本学校給食会」の下に「日本自転車振興会」を加える。
第十九條 法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）の一部を次のように改正する。
第五條第一項第六号中「及び日本学校給食会」を「日本学校給食会及び日本自転車振興会」に改める。

第二十條 登録税法（明治二十九年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。
第十九條第七号中「日本学校給食会」の下に「日本自転車振興会」を、「日本学校給食会法」の下に「自転車競技法」を加える。
第二十一條 地方税法（昭和二十五年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。
第七十二條の五第一項第六号中「及び日本学校給食会」を「日本学校給食会及び日本自転車振興会」に改める。
第二十二條 通商産業省設置法（昭和二十七年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第二十三條 自転車競技法等の臨時特例に関する法律の一部を次のように改正する。
附則第六項中「自転車振興会連合会等」を「全国モーターボート競走会連合会」に改める。
小型自動車競走法の一部を改正する法律案
小型自動車競走法の一部を改正する法律案
小型自動車競走法（昭和二十五年法律第二十八号）の一部を次のように改正する。
第三條の二 小型自動車競走施行者は、小型自動車競走を施行しようとするときは、省令の定めるところに改める。

第二十條 登録税法（明治二十九年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。
第十九條第七号中「日本学校給食会」の下に「日本自転車振興会」を、「日本学校給食会法」の下に「自転車競技法」を加える。
第二十一條 地方税法（昭和二十五年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。
第七十二條の五第一項第六号中「及び日本学校給食会」を「日本学校給食会及び日本自転車振興会」に改める。
第二十二條 通商産業省設置法（昭和二十七年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

競輪運営審議会	機械工業振興協議会
自転車競走の運営その他競輪に関する重要事項及び自転車競走の制度に関する重要事項を調査審議すること。	関係各大臣の諮問に応じ、自転車競走法等の臨時特例に関する法律（昭和二十九年法律第六十九号）による事項を調査審議すること。

第二十條 登録税法（明治二十九年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。
第十九條第七号中「日本学校給食会」の下に「日本自転車振興会」を、「日本学校給食会法」の下に「自転車競技法」を加える。
第二十一條 地方税法（昭和二十五年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。
第七十二條の五第一項第六号中「及び日本学校給食会」を「日本学校給食会及び日本自転車振興会」に改める。
第二十二條 通商産業省設置法（昭和二十七年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第二十三條 自転車競技法等の臨時特例に関する法律の一部を次のように改正する。
附則第六項中「自転車振興会連合会等」を「全国モーターボート競走会連合会」に改める。
小型自動車競走法の一部を改正する法律案
小型自動車競走法の一部を改正する法律案
小型自動車競走法（昭和二十五年法律第二十八号）の一部を次のように改正する。
第三條の二 小型自動車競走施行者は、小型自動車競走を施行しようとするときは、省令の定めるところに改める。

第三條の二 小型自動車競走施行者は、小型自動車競走を施行しようとするときは、省令の定めるところに改める。

ろにより、通商産業局長を経由して、通商産業大臣に届け出なければならぬ。
第五條を次のように改める。
第五條 小型自動車競走場を設置しようとする者は、省令の定めるところにより、通商産業大臣の許可を受けなければならない。
2 通商産業大臣は、前項の許可をしようとするときは、省令の定めるところにより、あらかじめ、関係都道府県知事の意見を聞かなければならない。
3 都道府県知事は、前項の意見を述べようとするときは、省令の定めるところにより、あらかじめ、公聴会を開いて、利害関係人の意見を聞かなければならない。
4 通商産業大臣は、第一項の許可の申請があつたときは、申請に係る小型自動車競走場の位置、構造及び設備が省令で定める公安上及び小型自動車競走の運営上の基準に適合する場合に限り、その許可をすることが出来る。

5 小型自動車競走は、第一項の許可を受けて設置された小型自動車競走場で行わなければならない。
6 通商産業大臣は、必要があると認めるときは、第一項の許可に期限又は条件を附することが出来る。
7 通商産業大臣は小型自動車競走場の設置者が一年以上引き続きその小型自動車競走場を小型自動車競走の用に供しなかつたときは、第一項の許可を取り消すことができる。
第八條第一項中「小型自動車競走場」を「小型自動車競走の審判員」

ろにより、通商産業局長を経由して、通商産業大臣に届け出なければならぬ。
第五條を次のように改める。
第五條 小型自動車競走場を設置しようとする者は、省令の定めるところにより、通商産業大臣の許可を受けなければならない。
2 通商産業大臣は、前項の許可をしようとするときは、省令の定めるところにより、あらかじめ、関係都道府県知事の意見を聞かなければならない。
3 都道府県知事は、前項の意見を述べようとするときは、省令の定めるところにより、あらかじめ、公聴会を開いて、利害関係人の意見を聞かなければならない。
4 通商産業大臣は、第一項の許可の申請があつたときは、申請に係る小型自動車競走場の位置、構造及び設備が省令で定める公安上及び小型自動車競走の運営上の基準に適合する場合に限り、その許可をすることが出来る。
5 小型自動車競走は、第一項の許可を受けて設置された小型自動車競走場で行わなければならない。
6 通商産業大臣は、必要があると認めるときは、第一項の許可に期限又は条件を附することが出来る。
7 通商産業大臣は小型自動車競走場の設置者が一年以上引き続きその小型自動車競走場を小型自動車競走の用に供しなかつたときは、第一項の許可を取り消すことができる。
第八條第一項中「小型自動車競走場」を「小型自動車競走の審判員」

に改め、同条第二項中「小型自動車競走場」を「審判員」に改める。

第九條に次のただし書を加える。

ただし、小型自動車競走施行者が省令の定めるところにより無料入場者と定めた者からは、入場料を取らなくてもよい。

第十條の次に次の一条を加える。

第十條の二 学生生徒及び未成年者は、勝車投票券を購入し、又は譲り受けてはならない。

第十一條（見出しを含む）を次のように改める。

第十一條 左の各号の一に該当する者は、当該各号に掲げる小型自動車競走について、勝車投票券を購入し、又は譲り受けてはならない。

一 小型自動車競走に關係する政府職員及び小型自動車競走施行者の職員にあつては、すべての小型自動車競走

二 小型自動車競走会及び全国小型自動車競走連合会の役員並びに小型自動車競走の選手にあつては、すべての小型自動車競走

三 前二号に掲げる者を除き、入場料の徴収、勝車投票券の発売

又は第十二條の規定による払戻金若しくは第十四條の規定による返還金の交付、小型自動車競走場内の整理及び警備その他小型自動車競走の事務に従う者に

あつては、当該小型自動車競走第十二條第一項中「の払戻金」を削り「あん分して」の下に「払戻金として」を加え、同条に次の一項を加える。

5 前四項の規定により払戻金を交

付する場合において、その金額に一円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

第十三條を次のように改める。

（払戻金の最高限度額）

第十三條 前条第一項の払戻金の額が省令で定める払戻金の最高限度額をこえるときは、その最高限度額に相当する額を払戻金の額とする。

第十四條第一項第四号中「その順位で」を削る。

第十五條中「であつてやむを得ない事情により小型自動車競走の終了後遅滞なく支払を受けることのできなかつたもの」を削り「三十日」を「六十日」に改める。

第十六條を次のように改める。

（日本自転車振興会への交付金）

第十六條 小型自動車競走施行者は、一回の開催による勝車投票券の売上金の額が別表の上欄に掲げる金額に相当するときは、同表の下欄に掲げる金額に相当する金額を日本自転車振興会に交付しな

ればならない。

第十七條を削り、第十八條中「第十六條の規定により自己の収入とすべき金額の中から、勝車投票券の売上金額の百分の五を超えない金額を当該一回の開催による勝車投票券の売上金の額に及び、その額の百分の五以内において省令で定める金額を」に改め、同条を第十七條とする。

第十九條を削り、第二十條第二項中「設立し」の下に「、又はこれに加入し」を加え、同条第四項を次のように改め、同条を第十八條とする。

4 小型自動車競走会は、小型自動車競走の実施を、全国小型自動車競走連合会は、審判員、選手及び小型自動車の登録を行い、選手の出場をあっせんし、その他小型自動車競走の公正かつ円滑な実施を図るとともに小型自動車に関する事業の振興に資することを目的とする。

第十八條の次に次の二條を加える。

第十九條 小型自動車競走会及び全国小型自動車競走連合会の役員

の選任及び解任は、通商産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

第二十條 小型自動車競走会及び全国小型自動車競走連合会は、毎

事業年度開始前に、その事業年度の事業計画及び収支予算を作成し、通商産業大臣の認可を受けなければならない。これを變更しようとするときも、同様とする。

2 小型自動車競走会及び全国小型自動車競走連合会は、毎事業年度経過後二月以内に、その事業年度の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び損益計算書を作成し、通商産業大臣に提出しなければならない。

第二十一條を次のように改める。

（場内の秩序の維持等）

第二十一條 小型自動車競走施行者及び小型自動車競走会は、小型自動車競走場内の秩序を維持し、かつ、小型自動車競走の公正及び安全を確保するため、入場者の整理、選手の出場に関する適正な条件の確保、小型自動車競走に関する犯罪及び不正の防止その他必要

な措置を講じなければならない。

2 小型自動車競走場の設置者は、その小型自動車競走場の位置、構造及び設備を、第五條第四項の省令で定める基準に適合するように維持しなければならない。

第二十一條の次に次の三條を加える。

（通商産業大臣の命令）

第二十一條の二 通商産業大臣は、小型自動車競走場内の秩序を維持し、小型自動車競走の公正又は安全を確保し、その他この法律の施行を確保するため必要があると認めるときは、小型自動車競走施行者、小型自動車競走会、全国小型自動車競走連合会又は小型自動車競走場の設置者に対し、選手の出場又は小型自動車競走場の貸借に関する条件を適正にすべき旨の命令、小型自動車競走場を修理し、改造し、又は移転すべき旨の命令その他必要な命令をすることが

できる。

第二十一條の三 通商産業大臣は、小型自動車競走施行者がこの法律若しくはこの法律に基く命令若しくはこれらに基く処分に違反し、又はその關係する小型自動車競走につき公益に反し、若しくは公益に反するおそれのある行為をしたときは、当該小型自動車競走会、全国小型自動車競走連合会又は小型自動車競走場の設置者に対し、その業務を停止し若しくは制限し、又は当該役員を解任すべき旨を命ずることが

できる。

（報告及び検査）

第二十二條 通商産業大臣は、この法律の施行に必要な限度内において、小型自動車競走施行者、小型自動車競走会、全国小型自動車競走連合会若しくは小型自動車競走場の設置者に対し、小型自動車競走の開催、終了及び会計その他必要な事項について報告を求め、又はその職員に、これらの者の事

しくはこの法律に基く命令若しくはこれらに基く処分に違反し、又はその關係する小型自動車競走につき公益に反し、若しくは公益に反するおそれのある行為をしたときは、当該小型自動車競走会、全国小型自動車競走連合会又は小型自動車競走場の設置者に対し、その業務を停止し若しくは制限し、又は当該役員を解任すべき旨を命ずることが

できる。

しくはこの法律に基く命令若しくはこれらに基く処分に違反し、又はその關係する小型自動車競走につき公益に反し、若しくは公益に反するおそれのある行為をしたときは、当該小型自動車競走会、全国小型自動車競走連合会又は小型自動車競走場の設置者に対し、その業務を停止し若しくは制限し、又は当該役員を解任すべき旨を命ずることが

できる。

3 通商産業大臣は、前二項の規定による処分をしようとする場合には、これらの規定に掲げる者に対し、あらかじめ、その旨を通知し、自己に有利な証拠を提出し、弁明する機会を与えなければならない。ただし、緊急の必要によりこれらの処分をしようとするときは、この限りでない。

（小型自動車競走場の設置の許可の取消）

第二十一條の四 通商産業大臣は、小型自動車競走場の設置者が前条第二項の規定による命令に違反したときは、当該小型自動車競走場の設置の許可を取り消すことができる。

第二十二條を次のように改める。

（報告及び検査）

第二十二條 通商産業大臣は、この法律の施行に必要な限度内において、小型自動車競走施行者、小型自動車競走会、全国小型自動車競走連合会若しくは小型自動車競走場の設置者に対し、小型自動車競走の開催、終了及び会計その他必要な事項について報告を求め、又はその職員に、これらの者の事

しくはこの法律に基く命令若しくはこれらに基く処分に違反し、又はその關係する小型自動車競走につき公益に反し、若しくは公益に反するおそれのある行為をしたときは、当該小型自動車競走会、全国小型自動車競走連合会又は小型自動車競走場の設置者に対し、その業務を停止し若しくは制限し、又は当該役員を解任すべき旨を命ずることが

できる。

（報告及び検査）

第二十二條 通商産業大臣は、この法律の施行に必要な限度内において、小型自動車競走施行者、小型自動車競走会、全国小型自動車競走連合会若しくは小型自動車競走場の設置者に対し、小型自動車競走の開催、終了及び会計その他必要な事項について報告を求め、又はその職員に、これらの者の事

しくはこの法律に基く命令若しくはこれらに基く処分に違反し、又はその關係する小型自動車競走につき公益に反し、若しくは公益に反するおそれのある行為をしたときは、当該小型自動車競走会、全国小型自動車競走連合会又は小型自動車競走場の設置者に対し、その業務を停止し若しくは制限し、又は当該役員を解任すべき旨を命ずることが

務所若しくは小型自動車競走場に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿書類その他必要な物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならぬ。

第二十三条中「小型自動車競走場、小型自動車競走」を「小型自動車競走の審判員、小型自動車競走」に改める。

第二十六條第三号中「第十一條第二号」を「第十一條第三号」に改める。

第二十七條中「第十一條」を「第十條の二又は第十一條」に、「同條」を「これら」に改め、同條の次に次の二條を加える。

第二十七條の二 左の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

一 第二十二條第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

二 第二十二條第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第二十七條の三 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前五條の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対して、各本條の罰金刑を科する。

第三十三條の次に次の一條を加える。

第三十四條 左の各号に掲げる違反

第一類第九号 商工委員會議録第十九号

があつた場合は、その行為をした小型自動車競走会又は全国小型自動車競走会連合会の役員又は職員は、三万円以下の過料に処する。

一 第二十条第一項の規定により通商産業大臣の認可を受けなければならぬ場合において、その認可を受けなかつたとき。

二 第二十条第二項の規定に違反して、事業報告書、財産目録、貸借対照表若しくは損益計算書を提出せず、又は不実の記載をしたこれらの書類を提出したとき。

別表を次のように加える。

別表

売上金の額	日本自転車振興会に交付すべき金額
六千万円以上八千万円未満	売上金の額の千分の十。ただし、売上金の額の千分の九百六十が六千万円未満となるときは、当該売上金の額と六千万円との差額の千分の二百五十
八千万円以上一億円未満	売上金の額の千分の十三。ただし、売上金の額の千分の九百四十が八千万円未満となるときは、当該売上金の額と八千万円との差額の千分の二百五十
一億円以上二億円未満	売上金の額の千分の十五。ただし、売上金の額の千分の九百四十が一億円未満となるときは、当該売上金の額と一億円との差額の千分の二百五十
二億円以上	売上金の額の千分の十七。ただし、売上金の額の千分の九百三十二が一億八千万円未満となるときは、当該売上金の額と一億八千万円との差額の千分の二百五十

附則

1 この法律は、昭和三十三年十月一日から施行する。

2 この法律の施行の日の前後にまたがって開催される小型自動車競走については、改正後の第十六條及び第十七條の規定を適用する。

3 この法律の施行の際現に改正前の第八條第一項の規定により全国小型自動車競走会連合会に登録されている小型自動車競走場は、改正後の第五條第一項の許可を受けて設置されたものとみなす。

4 この法律の施行の際現に小型自動車競走会又は全国小型自動車競走会連合会の役員に地位にある者の任期は、この法律の施行の日から起算して六月を経過するまでとする。

5 この法律の施行の日の属する事業年度の小型自動車競走会又は全国小型自動車競走会連合会の事業計画及び収支予算については、改正後の第二十条第一項中「毎事業年度開始前に」とあるのは「小型自動車競走法の一部を改正する法律（昭和三十三年法律第 号）」

の施行後遡及なく」とする。

6 改正後の第十六條に規定する事項については、この法律の施行の日から三年を経過する日以後においては、別に法律で定めるところによるものとする。

○長谷川政府委員 自転車競技法の一部を改正する法律案につきまして御説明を申し上げます。御承知のように現行の自転車競技法は、自転車産業の振興と地方公共団体の財政に寄与することを目的として昭和二十三年第二国会において成立を見たものであります。その後数度の改正を経、ついで昭和二十九年第十九国会におきまして、補助金等の臨時特例等に関する法律の成立に伴ひまして、従来自転車競技法に基いて行われておりました国庫納付、国家予算計上の制度が停止されることとなりました。

その結果自転車競技法の成立以來引き続き行なつて参りました自転車産業の振興のための施策の実施に支障を来した事となり、これを防ぐため、同国会において自転車競技法等の臨時特例に関する法律が一年の限りとして成立いたしましたのでありますが、昭和三十一年第二十二国会におきまして、同法の有効期間が昭和三十三年三月三十一日まで二年間延長されまして、現在に至つた次第でございます。

右に申し述べました有効期間の延長に関する改正法律の成立に際しましては、参議院商工委員会において付せられました付帯決議の御趣旨に基きまして、政府といたしましては、競輪の運営につき不斷の改善をはかつて参ります。

すとともに、通商産業大臣の諮問機関として設置されております競輪運営審議会に競輪の改廃に關し諮りまして上、その答申に基き、競輪の弊害を最小限度にとどめてこれを健全化する方針のもとに、競輪制度に改善を加えますとともに、自転車その他の機械産業振興費の取扱いに関する制度に改正を加えました上、自転車競技法の一部を改正する法律案を立案いたしました。ここに提案申し上げます御審議をお願いすることといたしました次第でございます。

次に改正点の概要を申し上げます。まず改正の骨子でございますが、これは、競輪が社会に与える悪影響を縮減し、その内容を健全化するために、政府の監督を強化すること及び自転車その他の機械産業振興のための経費の取扱いに関する制度に改正を加えることとであります。

改正点の第一といたしましては、競輪施行の目的に機械の改良及び輸出の振興並びに機械工業の合理化に寄与することを加えたこととあります。機械産業の振興をはかることは自転車競技法等の臨時特例に関する法律に規定されておりますが、これを自転車競技法に規定いたす趣旨でございます。

改正点の第二といたしましては、競輪施行者としての指定を受けた市町村が、一年以上引き続き競輪を開催しなかつたときは、その指定を取り消すことができることとしたこととあります。

改正点の第三といたしましては、競輪場及び場外車券売場の設置を許可いたします場合に、その許可に期限または条件を付することができることとす

るほか、競輪場及び場外車券売場の設置者が、これらの施設を引き継ぎ一年以上競輪の用に供しなかったとき、またはこれらの者が業務停止命令等に違反した場合に、設置の許可を取り消すことができることとしたこととでございまして、

改正点の第四といたしましては、競輪をより公正に運営いたしますために、車券購入等の禁止範囲を拡大するとともに、明確にいたしましたこととでございまして、

改正点の第五といたしましては、賭博性を希薄にするための規定を設けたこととでございまして、すなわち、一つには払い戻し金の最高限度額を定めることができるといたしましたこととでございまして、二つには車券の投票方法に工夫を加えまして、的中の確率を大きくするような新しい投票方法を採用できるように投票無効に関する規定を整備いたしましたこととでございまして、なおこれらを実施いたします場合には、他の同種の競技と歩調を合せて行うことといたしました所存でございます。

改正点の第六といたしましては、競輪施行者が競輪の実施を都道府県自転車振興会に委任しました場合に、自転車振興会に対し交付いたします金額は、従来車券売上金の額の百分の三以内となっておりましたが、これを委任業務の範囲及び車券売上金の額に応じ定めることとし、交付金額の算定方法を合理的に改めることといたしましたこととでございまして、

改正点の第七といたしましては、政府の監督が十分に届くようにするため、都道府県自転車振興会に対する規制を強めるとともに、改正後の自

転車競技法に基づく法人として日本自転車振興会を設立いたすこととでございまして、

まず、都道府県自転車振興会につきましては、その役員を選任及び解任並びに事業計画及び収支予算は、通商産業大臣の認可を要するものとし、かつ毎事業年度の決算書類の提出義務を課することといたしましたこととでございまして、

次に、中央の組織といたしましては、政府が十分に監督できる体制を整えるため及び自転車その他の機械産業振興のための経費の取扱いに関する制度を改めることといたしましたこととでございまして、改正後の自転車競技法に基づく法人として日本自転車振興会を設立いたしましたこととでございまして、この法人が、競輪の公正かつ円滑な実施をはかるために必要な業務及び自転車その他の機械産業振興費の受け入れ並びに支出に関する業務を行うことといたしましたこととでございまして、

競輪施行者は、日本自転車振興会に対して自転車その他の機械産業振興費及び同会の競輪に関する業務に必要な経費を交付することといたしましたこととでございまして、日本自転車振興会は、小型自動車競走施行者から小型自動車その他の機械産業振興費を受け入れることといたしましたこととでございまして、なお日本自転車振興会の成立のときに、自転車振興会連合会は解散することといたしましたこととでございまして、

日本自転車振興会は、改正後の自転車競技法に基きまして設立される法人でありますので、政府の十分な監督を受けるものであります。同会が競輪に関する業務を公正かつ円滑に行うことを確保いたしますために、日本自転車振興会のうちに、競輪に關し学識経

験のある者をもつて構成する運営委員会を設けまして、日本自転車振興会の会長が運営委員会の意見を聞かなければならない事項を規定いたしましたこととでございまして、

他方自転車その他の機械産業振興費に關しては、通商産業大臣の諮問機関として、従来の機械工業振興協議会にかえ、自転車等機械関係事業振興資金協議会を設置いたしましたこととでございまして、振興費の運用につき遺憾のないようにいたしました所存でございます。

なお自転車その他の機械産業振興費に關する事項につきましては、規定の効力を三年間の限時的なものとしたこととでございまして、その後の措置は、別に法律で定めるところによるものとするということといたしましたこととでございまして、

改正点の第八といたしましては、競輪の公正かつ安全な運営を確保いたしますため、競輪場及び場外車券売場の設置者に、これらの施設を許可基準に適合するよう維持すべき義務を課することとでございまして、

以上が自転車競技法の一部を改正する法律案の趣旨でございます。何とぞ御審議の上、御可決下さいませうお願い申し上げます。

次に小型自動車競走法の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明いたします。

御承知のように、現行の小型自動車競走法は、小型自動車産業の振興と地方財政の改善をはかることを目的として、昭和二十五年第七国会において成立を見たものでございまして、その後数度の改正を経、次いで昭和二十九年第十九国会におきまして、補助金等の臨時特例等に関する法律の成立に伴

い、従来の国庫納付金制度が停止されることになりましたので、臨時的措置として、同国会に自転車競技法等の臨時特例に関する法律が提案され、一カ年の限時法として成立したのであります。昭和三十年第二十二国会におきまして、その有効期間が昭和三十三年三月三十一日まで延長されました現在に至った次第でございます。

今回の改正の骨子について申し上げますと、小型自動車競走が社会に与える悪影響を軽減し、その内容を健全化するために、政府の監督を強化することと及び小型自動車その他の機械産業の振興のための経費の取扱いに関する制度に改正を加えることとであります。小型自動車競走の実情を勘案いたしつつ、競輪の場合に準じて改正を加えた次第でございます。

次に、改正点の概要を申し上げます。改正点の第一といたしましては、法律の趣旨に、機械の改良及び輸出の振興並びに機械工業の合理化に寄与することを加えたこととであります。

機械産業の振興をはかることは、自転車競技法等の臨時特例に関する法律に規定されておりますが、これを小型自動車競走法に規定いたします趣旨であります。

改正点の第二といたしましては、小型自動車競走施行者が小型自動車競走を行おうとするときは、通商産業大臣に届け出なければならないこととしたこととであります。この点につきましては、従来、省令で規定しておりましたが、このたび、法律によって規定することとした次第でございます。

改正点の第三といたしましては、小

型自動車競走場の設置を許可制にいたしますとともに、許可に期限または条件を付することができると及び小型自動車競走場の設置者が、引き続き一年以上その競走場を小型自動車競走の用に供しなかったときは、設置の許可命令等に違反したときは、設置の許可を取り消すことができることとしたこととであります。従来小型自動車競走場の設置につきましては、全国小型自動車競走連合会への登録制をとっておりましたが、これを競輪の場合と同じく許可制といたしますほか、小型自動車競走に対する規制を強めることとした次第でございます。

改正点の第四といたしましては、小型自動車競走の審判員を登録の対象に加え、審判の公平並びに厳正を期したことでございまして、

改正点の第五といたしましては、小型自動車競走をより公正に運営いたしますために、車券購入等の禁止範囲を拡大するとともに、明確にいたしましたこととでございまして、

改正点の第六といたしましては、賭博性を薄めるために、払い戻し金の最高限度額を定めることができることとするともに、的中の確率を大きくするような新しい投票方法を採用できるように、投票無効に関する規定を整備いたしましたこととであります。

改正点の第七といたしましては、小型自動車競走施行者が、競走の実施を小型自動車競走会に委任した場合に交付すべき金額の算定方法を合理的に改めることといたしましたこととでございまして、

改正点の第八といたしましては、都道府県小型自動車競走会及び全国小型自

自動車競走会連合会の運営並びに経理につきましてその厳正を期しますために、これらに対する監督を強化いたしましたこととごさいます。

改正点の第九といたしましては、小型自動車競走施行者が、小型自動車その他の機械産業の振興のための経費を改正後の自動車競走法に基き設立される日本自動車振興会に交付することとしたこととごさいます。これは、小型自動車競走による小型自動車その他の機械産業振興費の額が、競輪等と比べて少額でありますので、日本自動車振興会にこの振興費を取り扱わせるのが適切であるからであります。

なおこの点に関する規定につきましては、三年間の限定的なものといたしまして、その後の措置は別に法律で定めるところによるものとするということといたしております。

改正点の第十といたしましては、小型自動車競走が公正かつ安全に行われることを確保いたしますために、小型自動車競走施行者及び小型自動車競走会に、競走場内の秩序維持義務等を課するとともに、小型自動車競走場の設置者に、施設を許可基準に適合するよう維持すべき義務を課することとごさいます。

改正点の第十一といたしましては、小型自動車競走場内の秩序維持、競走の公正または安全の確保その他改正後の小型自動車競走法の施行の確保等のため必要があるときは、通商産業大臣は、小型自動車競走施行者、小型自動車競走会、全国小型自動車競走会連合会または小型自動車競走場の設置者に対し、必要な命令をすることができ

こととしまして、小型自動車競走に対する規制を強めることといたしております。

改正点の第十二といたしましては、通商産業大臣は小型自動車競走施行者、小型自動車競走会、全国小型自動車競走会連合会及び小型自動車競走場の設置者から報告を求めたはその職員にこれらの者の事務所もしくは競走場内に立ち入り検査をさせることができることとしたこととごさいます。

以上が小型自動車競走法の一部を改正する法律案の趣旨でございます。

何とぞ、御審議の上、御可決下さるんことをお願い申し上げます。

○福田委員長 この際自動車競走法等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案もあわせて一括議題とし、審査を進めることにいたします。

この際松平忠久君より発言を求められております。これを許します。松平忠久君。

○松平委員 私は日本社会党を代表して一言発言の機会を得たいと存じます。ただいま上程されました自動車競走法の一部を改正する法律案及び小型自動車競走法の一部を改正する法律案と

もう一つの自動車競走法等の臨時特例に関する法律というものは本来非常に密接な関係にあるものであります。従つてこの実体法であるところの前二者の法律案の内容といたものを相当深く検討すべきことが臨特については前提となつておるのでありますけれども、臨特は半年間の暫定的な措置でもあるし、また時間の関係上これを延長するということとは真にやむを得ないことではないかと存するのであります。しかしあわせてこの実体法はきわめて重

大でありますので、われわれはこの実体法について十分な審議を尽して、そして自由な態度をもつてこの実体法については臨みたいと存じますので、念のためわれわれの態度をこの際明らかにしておきたいと思つたのであります。

○福田委員長 自動車競走法等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案については、ほかに御発言もないようでありますので、直ちに採決に入るに御異議ありませんか。

○松田委員 御異議なしと認めます。自動車競走法等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案について採決いたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

○松田委員 起立総員。よつて本案は原案の通り可決すべきものと決しました。

お諮りいたします。ただいま議決いたしました本案に関する委員会報告書の作成につきましては委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

○松田委員 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

この際午後一時まで休憩いたします。

午後十一時四分休憩

午後一時二十九分開議
○福田委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

参考人は、国際貿易促進協会常任委員鈴木不二男君、日ソ東欧貿易会専務理事田辺君、東邦物産株式会社取締役近藤秀一君、日ソ親善協会常任理事南信四郎君、以上四名の方であります。

参考人の方々は御多用中のところ、本委員会に御出席下さいまして、厚く御礼申し上げます。御承知の通り先般の日ソ国交回復を機として、対共産圏貿易はその前途に明るい見通しを持たれております。しかしこの問題は現在未知数の段階にあり、関係各界の見方も悲観論楽観論等複雑ではあります。今後の通商協定交渉等と相俟つて、漁業問題とも関連し、慎重考慮すべき時期に來ているものと考えます。世上伝えられているシベリア開発計画の実施等は十分注目に値するところであり、一方漁業交渉等政治的経済的に多くの問題点があるものと存じます。

この機会に本問題に御造詣の深い参考人各位の率直な御意見を承わり、今後の委員会の調査の参考といたしたいと考えている次第であります。御意見御開陳の時間はお一人おおよそ二十分程度とし、その順序は勝手ながら委員長におまかせ願いたいと存じます。なお御意見御発表の後委員の側から種々質疑もあろうかと存じますので、お含みの上お願いいたします。

それでは最初に鈴木参考人よりお願いいたします。次に田辺参考人よりお願いいたします。では鈴木参考人。

○鈴木参考人 ただいま御紹介にあずかりました国際貿易促進協会の常任委員をしております鈴木でございます。日ソの国交回復と貿易協定という問題はもう皆様非常にお考えになつておることとありますので、私は時間を節約するために結論から入つてお話し上げたいと思つております。

私は、端的に申し上げますと、国交回復の今日、貿易協定の締結を促進すべきものであるという論者であります。一刻も早く締結してもらいたいと思つます。その理由のひととして申し上げたいところは、日本の国は今日こういう狭いところ約一億の人口が住み込まれていて、そして資源も豊富でないこの国において、わが国の立国は貿易立国であるかあるいは漁業立国であるか、産業立国でなければならぬという立場になつていゝと思つます。これは好むと好まざるにかかわらず、今日においてはわが国の宿命であると私は存じております。こういう見地から、貿易を盛んにする協定は早く作つてもらいたいというのが私の第一の論点であります。

第二の論点といひますものは、わが国は、日本海に面しておる側から見ますと、日本海のようなものはむしろわが国の琵琶湖と思つてくれない活用をすべきものであると思つております。これは中にたくさんあります。漁業にしても、それから対岸諸国との間における貿易にしても、これを進めることが最も大切なことである。先ほど申しました通り、日本の国は非常に人口が過剰であると言つておりながら、比較的まだ北海道とか東北とかというところは開発せられておらない。それを開くということがまた一つの大きな道であるとするならば、日本海に面しておる国との貿易を特に進めるといふことは、日本の未開発地域の開発といふことから非常に必要なことだと思つます。すでに日本海に對岸諸国におき

ましてはそういう機運はほうはいとして起っておりまして、しかも昔の関係からそれらの地域におのおのヒンターランドがあり、そして港灣施設を持つておる。対岸と貿易をしてそれを受け入れる施設というものをおのおの備えておる。それを今日活用するということは当然なことだと思います。対岸諸国と申せば、朝鮮、中共、ソ連ということになります。朝鮮問題は非常に複雑な関係がありましようし、中共問題はまた国交を回復するという段階にいていない。ソ連とは国交が回復したという段階でありますならば、その国とまず一刻も早く協定を結び、貿易の振興をはかるべきものであると思つておるのであります。

第三点は、今月の二十五日にローマで調印されました欧州の共同市場協定を考へてみますと、あれによりまして日本の国の貿易の将来はまた非常に競争力のある相手が多いたうことを言わなくちゃならぬ。単に欧州との貿易の分量が日本全体の貿易の分量の五割しかないということだけではなくして、共同体が持つてくる競争力が、アフリカなり、近東なりあるいは東南アジアなりに日本の競争者として現われることを考えると、日本はもう憂如とした貿易政策をやっているわけにいかない。そしてどこでもかまわない、適当なマーケットがあるならば、それを獲得することが日本の当面の最も必要なことであると思つておられます。これが私の促進論の第三点であります。

較的その貿易が安定しておるということでありまして。これが自由諸国の貿易みたいになりますと、根本はやはり合理化という点でありまして、安ければどこからでも物を買ふというふうになりまして、市場が非常に安定しないのでありますけれども、ソ連もしくは中共のような国と貿易をする、一応貿易協定で縛られたものは、それで市場が安定するという見地から、このマーケットを大事にすべきであるということが私の第四点であります。

ソ連と貿易をいたしますれば、ソ連は非常に一方的の国であるから、勝手なことをしてどうしようがない、だからよほど慎重にしなければならぬという論はしばしば聞かれるのでございまして。もちろん非常に不用意にとか輕率にということはいけないうことでございしますが、私に關する限りにおいて、ソ連という国はそう一方的な国であるということは考へておりません。現に私は國際商事仲裁という仕事をやっておりまして、この國際商事仲裁という仕事は、貿易上の紛争をどうして公平妥當に片づけるかというのを研究する機關でありまして、通産省の外郭団体のようになつております。これは藤山愛一郎さんが会長になつて、私が専務理事としてやつておるのであります。が、昨年の四月三十日にソ連の商工會議所の会頭との間におきまして、貿易上のクレームは一切互恵平等の原則に従つて解決しようじゃないか、そしてソ連でクレームが起きた場合には、ソ連の商工會議所の方で解決する、日本でクレームが起きた場合には日本の方で解決する、そういう協定を作り上げました。しかもそれはまた国交回復以前でありまして、これを作り出すのに一カ年の時日を要しておりますが、決して向うはこれが平等互恵だからというふうにしてくれ、以前には全部輸出も輸入もソ連でクレームは片づけるということになつておりましたのを、そう直してくれしたのであります。て、そういう点から見てソ連が必ずしも常に一方的なことばかり言うとは考へられない。むしろ原則として掲げておるものは平等互恵であるし、貿易というものはほんとうに平等互恵の上に成り立つのであるから、この見地からソ連との貿易を早く促進することが必要だと思つておられます。これが私の主張の第六点であります。

貿易協定を締結する場合に、これは非常に技術的な問題になりますけれども、ただ注意しなければならぬ問題は、自由諸国との貿易協定とは多少違つたものがあると思ひます。それはなぜ違つたものがあるかと申しますと、たとえば英米なんかとの貿易協定では、私の考へるところによりまして、英米の側も日本の側もばらばらであります。ところが共產黨の国との貿易協定においては片つ方の国は國家統制をして一つにまとまつております。従いまして政府間の協定になりました場合でも、わが政府の貿易協定というものはできるだけ一般の契約条件というものがそつてやるといふことが、貿易協定を作る上の一の方針でなければならぬと思ひます。そうでないと相手が一本であるために各個撃破されるという懸念があります。そういう点は外務省御当局もすでにそのようにやつておられるように承知しておりますので、私どもは非常にけっこうなこと

だと思つております。貿易協定をいたしますときに、非常に慎重を期するのあまりにおそくなるというよりは、むしろとにかく早く協定をして、そして悪いものはあとでばつばつ直していくということでも差しつかえない問題だと思ひます。もとより非常に拙速であるためにまずいものを作る必要はありませんが、適當なところでもつてできなければ、それで推進していくということがわが政府の貿易協定上の方針であつてほしいと思ひます。

以上が私の申し述べたいと思つておる点であります。

○福田委員長 次に田辺参考人にお願ひいたします。

○田辺参考人 日ソ東欧貿易会の専務理事、田辺益であります。本日、当會會員五十六商社の代表といたしまして日ソ貿易の現況の一端と、私ども業界の要望を申し上げまして、本委員會における参考意見としてその責めを果したいと存するわけであります。

昨日日ソ貿易はどうやら共產黨貿易の中でも中共貿易と相並びまして國民各層の関心を高めて参つたわけであります。が、その日ソ貿易に對します關心の変化の一端をまず申し上げてみたいと思つておるわけであります。

わが國經濟を自立、發展、促進し、民生と福祉を増進するためには、各國との貿易を伸張することをおいてはかにならぬといふことも過言ではございせん。なおかつ北海道を初めとしたしまして、日本海沿岸都市の復興と繁榮が對岸貿易の伸張、なかつく今や日ソ貿易の發展と正常化に期待がかけられておりますことも、昨今の日本海沿岸諸都市の自治体や、地方議會、ある

いは地方産業界の一致した要望と行動とにおいても明らかでございます。昨年十月十日石川縣七尾市におきまして對岸貿易發展促進連絡協議會という組織が発足いたしました。これは北海道の稚内を初めといたしまして、南は長崎に至りますまで日本海に面しました地方自治体、地方議會の代表、七十六都市を代表するところの者によつて組織されこれに地方産業界が協力するといふ形で、日本海を一衣帯水とした對岸諸國すなわちソ連、中共あるいは朝鮮、こゝろ諸國との貿易及び漁業の促進をはかりたいという要望が結集された組織が発足したわけでございまして、その数カ月前の七月には小樽市、秋田市、新潟市、富山市、七尾市、高岡市、敦賀市、舞鶴市の各市長を初めとし、それぞれの地方議會の議長を發起人としたしまして、その母体が作られ、十月にはこの組織が発足し、まさに對岸貿易に對する日本海沿岸都市住民の生活の存亡にまでかかわつておる問題であるといふうちに、この組織の結成を通じて考えられたわけでございまして、過日ソ連のチフズインスキー公使が、當時は臨時大使でありましたが、ハンガリー通商代表とともに北陸諸都市を訪問されましたが、この北陸諸都市を訪問された際に各都市で、ソ連領事館ないしは通商代表部の出先事務所の設置であるとか、あるいはナホトカと日本海沿岸諸都市港灣との定期航路の開設であるとか、そういう具体的な要望を通じて、まさにそれを実現することがそれぞれの港灣の復興にもつながら、またその港灣に關係のある広範な住民の生活の繁榮にもつな

がつておるといふことを具体的に要望しておいたという点でも明らかでございます。この主張を先頭とする対岸貿易連絡促進協議会は本年は小樽においてこの大会を開き、あるいは対岸の諸都市とも最も関係の深いナホトカの市長であるとか、あるいは旧豊原、現在のユジノサハリンスクの市長を招聘し、日ソ貿易を通じて経済交流の促進と友好親善を深めたいという要望が出されておるといふ一端にもうかがわれるわけでございます。これと同様に日本の商工業界におきましても従来にはほど日ソ貿易に対する関心が高まって参りました。かかる業界の意向に従ひまして私どもと友誼的な関係にございまして日本国際貿易促進協会は昨年の夏以来、もし日ソ国交を回復された後政府が一定の条件を提供してくれるならば、どのくらい貿易を拡大することが出来るだろうかという民間のトレード・プランを試算いたしました。この試算の作業に参加しましたのは中央の各種産業、工業団体及び需要家団体四十八の参加を得るとともに、これには日本鉄鋼連盟を初めとする基本的な産業に關係する産業団体が含まれておるのであります。地方的には関西及び東海地方の業界の意向をもくみ入れて作成されたことは御承知の通りでございます。しかもこの産業各団体との共同によつて試算いたしましたその作業結果によりますならば、日ソ国交を回復し、通商航海条約ないしは貿易協定が締結され、合理的な貿易協定が締結されたその第一年度において、は、少くとも片道七千五百万米ドルあるいは五年後の将来においては片道一億六千万米ドルの取引の実現も可能で

あるということを経界の自主的な作業を通じて明らかにしたものでございませう。すなわち従来共産圏貿易と申せば、もっぱら中国貿易がその代表的なものであつたにもかかわらず、日ソ貿易という分野におきまして、日本の広範な商工業界は自主的に受け入れる用意のあること、及びその積極的な態度をも示していることであります。また手前どもの日ソ東欧貿易会と申します民間の業者団体でございますが、これは一昨年の四月発足いたしました。これが、発足当初は日本の一流商社を含めまして、約実勢力二十数社というところ、実際の会員商社数でございまして、ところが昨年末、また本年三月二十日現在の状況におきましても、日本の一流商社を含めまして、中国貿易のヴェテラン、専門商社を中核といたしまして、ソ連貿易専門商社すべてを含めまして、五十六商社を数えるに至っております。こういうような業界のソ連貿易に対する関心そのものは、日ソ貿易が従来日陰者の存在であつた、日本の総合的な貿易の分野におきましても、その数量はほとんど取るに足りない数量ではございましたが、まさに将来の可能性として、将来の展望の中で、日本の経済自立、経済繁栄というものに大きく貢献するその根拠を持つておるといふことを、業界自身の直観によつて、またその具体的な作業によつて明らかにしたものであらうというところを思ふわけでございます。これに對しまして、またこういう業界の一つの集約といたしまして、本年の二月二十七日には、日ソ貿易協定締結促進全国会議というのを中央で開催したわけでございますが、これには自民党、社会

党初め、各政界の各位、日本の中央の商工業界、貿易経済団体、地方自治体、地方議会、三十都道府県三十五都市、百九団体、及び業者代表の百五十六名が参加いたしました。具体的な貿易協定の締結促進に對する要望を表明したわけでございまして。こういう状況と相待ちまして、ソ連側の状況といたしまして、対日経済交流、なかんずく具体的な貿易問題の発展拡大ということにつきましては、積極的な意欲をうかがうことが出来るわけでございまして。本年東京において国際見本市が開かれるわけでございまして、これには準備の関係から、ソ連は参加することのできませんでしたが、来年の大阪の国際見本市にはぜひ参加したい、その内定をされた意向も聞いております。もし時間的な余裕があつたならば、本年の東京の国際見本市にも参加したい。また日本の業界の要望の一つといたしまして、来年開かれる北海道の博覧会にもソ連館を設置して、そうして経済交流の促進と友好親善を高めたいという要望もあげられており、こういうことがソ連側に提案されておる。またソ連側はこうしたものを検討しようという具体的な意思表示もあるというところからうかがひますが、単にその一端ではございまして、ソ連側の対日経済交流に對する意向の一端がうかがえようかと思ふわけであります。さらに具体的に、戦後の日ソ貿易はわずか年間一千万ドルにも達しないような、きわめて少額なものでございましたが、これはひとえに両国の国交が回復していなかつた事情によるものでございまして。しかるに日ソ国交交渉の第二次モスクワ会議におきまして

は、当時のシェビロフ全權が、日本側の全權に行いました提案によりまして、ソ連といたしましては、今後膨大な対日需要を考慮していることが明らかにになりました。かつ昨年春の日ソ共産党第二十回党大会におきまして決定された東部ソ連、すなわちシベリア、極東沿海州地方の開発によりまして、両国間の取引の増大にも大きな期待がかけられておるといふ状況でございます。こういう状況と相待ちまして、幸い日本政府御当局の積極的な御努力によりまして、またソ連側政府の積極的な努力によりまして、日ソの国交は回復されました。かつ通商の拡大発展に關する鑑定書も効力を見るに至りましたことは、何と申しまして、日ソ貿易の拡大と発展を願望しております。まず日本の実業界、日本沿海岸諸都市を先頭とする広範な日本の国民にとりましては、大いなる喜びといわざるを得ないわけでございまして。

しかしながら第三番目に、こういう状況ではございまして、当面やはり問題点があるわけでございまして、この点について一言触れたいと思ふわけでございまして。日ソ国交回復による重要な政治的前提条件が整えられましては申せ、これを具体的にビジネス化する諸措置は依然懸念されております。従つて具体的な貿易の取引方法は旧来の共産圏貿易に適用されております方法、個別パートナー方式というところが原則でございまして、日ソ貿易は国交回復前とさしたる発展を示していないというのが現状でございまして。日本の経済自立と発展に大きく貢献し、日本沿海岸諸都市の復興と繁栄をもたらすであらうと確信しております。

す日ソ貿易の発展と正常化は、今や全く日ソ復交の共同宣言第七項に規定され、あわせて両国の通商発展と拡大に關する議定書の精神にのっとりた日ソ通商航海条約ないしは通商協定の締結こそが緊急の課題となつてきていますのでございまして。過日本通商国外務委員会におきまして、当時の岸臨時首相代理より日ソ通商協定を早期に締結したいという御答弁がございました。また先般水田通産大臣がデヴォシヤン大使との会談におきましても、同様の発言がなされました。これはひとえにわれわれ業界の要望を端的に表現し、かつその実現することは、日本沿海岸諸都市住民の切実なる願いにも一致する問題であり、まさにこれは広範な日本国民の要望と一致するものであるといふことを申し上げたいわけでござい

ます。

時間の關係もございまして、あと若干二、三の点に触れて結びたいしたいわけでございまして、このようにいたしまして、日ソ貿易に關する正常化と拡大に關する諸条件は整えられつつあるわけでございまして。今日ここに至りますまではもちろんのこと、今日におきましても、なおかつ日ソ貿易に對する相当の誤解や疑問が出されておることも事実でございまして。国会及び政府御当局において、今後日ソ貿易問題をとり上げいただき、その正常化と拡大に御努力いただきます一つの参考といたしまして、二、三の問題について参考意見を申し述べてみたいと思ひます。

その第一の点でございまして、日ソ貿易をやればとなく損するではないかというふうな疑問もございまして。ある

いはソ連貿易におけるところのソ連側の提案は非常に割高ではないかというような問題もございいます。しかしながら、民間貿易になりましてからの実際の貿易の経過はそのような事実はないわけだということを具体的に示しておるわけだ。また、たとえばソ連側から買いましたマンガンにしろ、クロムにしろ、また現在商談中のものを除きまして、ともかく今まで成約し、取引が行われました商品をうかがいましても、当時の国内需要価格、あるいは国際価格に比べても、これが決して業界にとって不利ではなかったという事実を申し上げることができようかと思ひます。また、しばしばソ連からは買入商品がないではないか、こういう疑問もよく出されたものでございいます。が、昨今の樺太炭の引き合い、あるいは新しく沿海州の石炭を出そうじゃないかというソ連側の提案にうかがいます。状況、あるいはわれわれが、本年度の国交回復後のクロム鉄の取引はこのくらいだろうと試算いたしました数字が一万五千トンでございまして、その実績がすでに本年の二月下旬に一万五千トンを上回る成約高で、三万五千トンにもなるという状況であります。またわれわれ業界の一般的な希望商品であった塩化カリ、日本の肥料になくてはならない塩化カリを新しく出してもよいというような提案であるとか、あるいは木材に対するソ連側の輸出数量の増量というふうな問題を考えましても、また今引き合いせられておりますいろいろな諸商品の中からも、ソ連から輸入する商品が少いのじゃないかという点は必ずしも当を得ておらぬじゃないか、むしろ今後

具体的な貿易協定を締結する話し合いの中で、日本の業界の要望、あるいは日本政府御当局の要望として具体的に要求し、提案する中から、もっとも感ぜしめるところではないかというふうな感じも持つておるわけだ。また、しばしばソ連側の貿易態度に對する疑問も出されておりました。これは従来の貿易経験の中からは、日ソ貿易をはばむ一つの材料としてまさにソ連側の商談態度にあつたことも事実でございいます。モスクワの公団に商談の引き合いをいたしますと、シー・メイルの返事をよこすと、あるいは先方から商品を出されても、それに具体的なスペック、フィケーションがついておらないとか、間々ビジネス・ベースをはずれたやり方であるとかというふうないろいろな問題もございしました。あるいは特定の商社だけとか取引をしないのではないかと思はれるような商談のやり方もございしました。しかしながら、昨今こういうふうな問題は逐次改善されつつあるということが業界の意見でもございいます。またソ連側の公式の代表者も明瞭に従来の態度を反省いたしました。こうした点を改善し、日ソ貿易の拡大に努力するということ、言明しておる点からも、ソ連側の商談態度の問題に關しては、今後業界並びにわれわれの努力によつてこれは改善されるということを申し上げることができるとは思ひます。

最後に、日ソ貿易の将来性並びに発展の展望という問題を述べて終りたいと思ひます。日ソ貿易の問題が提出されますときに、戦前の実績あるいは戦後の実績のさやかな数字が取り上げられまして、将来ともこれは動かないのではないかという問題がしばしば提出されたわけだ。四十年たつた今日の日ソ貿易の現情の中からは、日ソ貿易が進展するのではないかという問題も取り上げられるのではないかと。確かに北鉄接取時代には、それにふさわしい商品が購入され、ソ連政権が国際的に認められ、不安定な時代にありましては、あるいは利権を日本側に与える。たとえば北カラフトの採掘権を利権として与えるというふうな問題もございしました。また戦後の政府間貿易あるいは民間貿易の中から数字からもその一端はうかがうことが出来ます。今日新しくソ連がその国内建設の方針を決定し、その方針に基づき、ソ連側の要路の人々が対日経済交流に言及いたしております。点がうかがうならば、今日のソ連の現情の中からは、日ソ貿易の将来性はくみとれるのではないかと。その重点がシベリアの開発あるいは東部ソ連の開発にあるとすれば、その経済的な合理主義の面から、日ソ貿易の立場というものは、大きな地位を占めてくるのではないかと。また、後ほど南参考人より詳細に報告されると思ひますので、私は省略いたしますが、ソ連側の国内事情からいっても、新しい経済開発の中で、日本との経済交流を望むというソ連自体の要望があり、また日本が衣帯水の対岸諸国との貿易を促進すること、日本の経済自立にも貢献するといったならば、これはまさに合理的ではないかと思ひます。

か、昨今のソ連側と日本商社との間における取引の経緯を見ましても、ヨーロッパ・ロシアと日本との取引という観点よりも、アジア・ロシアと日本との取引をするという傾向が出ております。たとえば戦前マンガンはわざわざヨーロッパの黒海から積み出されて参りました。クロム鉄は明らかにソビエトのナホトカから積み出され、また塩化カリも、おそろしくヨーロッパ産であると想像されるにもかかわらず、ソ連側はナホトカより積み出しを提案してきておるといふような問題を考えましても、今後の日ソ貿易はまさにアジア・ロシアと日本との経済的な結びつきであるという点を申し上げられようかと思ひます。

以上いろいろ申し上げ御参考にお供したわけだ。結びといたしまして、重ねて強調しておきたいことがございいます。日ソ貿易の正常化と拡大はまさにわが国の経済自立発展を促進するものであり、かつこの要望は北海道を初めとする日本沿岸諸都市住民の郷土の繁栄と固く結びついていものである、その願望に一致するものであるという点を申し上げておきます。私どもはこの要望の実現のためには、しばしば政府御当局にも要望申し上げ、御相談申し上げてこの早期実現に努力いたしております。幸いにその要望は政府御当局の着実なるお計らいによつて実現の方向に進んでいくことも業界として喜んでおる次第でございいます。どうかこの要望を一日も早く具体的に実現いたしますように、日ソ関係当局に對しまして、われわれは日本政府のみならずソ連側に対しまして、われわれの要望を日本人の立場から、日本人業者の立場から、日本人の業者団体の立場から披瀝し、そうしてこの実現に努力いたしたいと思ひます。私どもの具体的な要望は、通商貿易協定が一日も早く結ばれるようその話し合いを開始していただきたいということ、そしてそれが締結されるまでの間は、過渡的にはぜひ便宜的な措置として業界の要望である、たとえば決済の面において現金決済であるとか、貿易の方法において片道決済ができるかという方法をぜひ講じていただきたい。またソ連側の国営貿易の建前上どうしても通商代表部の確立が必要であり、そこ日本側業者との話し合いが必要である。通商代表部の確立の問題につきましても、政府御当局の格別のお計らいをいただきたい、こういう一連の具体的な御要望を最後に申し上げまして、日ソ貿易の現況とそれに關連するわれわれの要望、問題点の二、三を申し上げ、本日の本委員会における参考意見といたす次第でございいます。

○福田委員長 次に近藤参考人にお願いたします。

○近藤参考人 私は東邦物産の取締役、業務部長をいたしております。近藤であります。過去数年間ソ連貿易に携わつて参りました体験と申しますか、そういう身をもつて経験して参りました点につきまして、御参考になると思はれる節をここで申し上げたいと思ひます。

私の会社は、戦後日ソ間の国交が回復せず、従つて通商協定も何もないという非常な悪条件のもとでやつて参りました。私たちの会社と国じよな会社がやはりほかに二、三ございまして、

非常な苦勞をしながらやっていたわけでありましたが、そういう悪条件下でございましたために、貿易の額も片道が、年間多いときでもせいぜい五百万ドルぐらい、木材と石炭といったようなものが入っておりました。出ていくものは船の修理だとかあるいは銅線、ワイヤー・ロープというようなものが出ておりました。品目もごくわずかなものでございました。それで、こういった貿易実績は日本全体の経済や輸出入から見ますと、まことにささいなものであつて、ソ連貿易なんか将来の可能性も全く心細いものではないかという一般の観測になっておりました。しかしながら、私たちはいづれ日ソ間の国交も正式に回復し、通商協定も結ばれるだろう、そうすればこの一衣帯水の東ロシヤという地理的に非常に有利な条件をバックボーンとして、日本とソ連との貿易は必ず飛躍的に増大するに違いないというふうな一つの確信を持っておりました。それでますますたゆまずソ連通商代表と接触を保ち、非常なむだだまのような電信を絶えず交換し、手紙を書きつけてやっていたのであります。ところが今こうやっていよいよ国交が回復いたしました、遠からず通商協定も結ばれる状態になったのでございますが、私たちはやはりこの際できるだけ早く通商協定が結ばれて、日ソ間の貿易がもっともつとふえという事態をいねがっている次第でございます。現在行われております貿易の決済におきましては、いわゆるバック・トゥー・バック方式または先に輸入しておいてあとで輸出するとか、あるいは先に輸出しておいてその見返りをあとで輸入するといったような、

ともかく輸出入が見合った形でないという許可されない状態であります。この原則によりまして、ある商社は輸出と輸入両方を行わなければならないで、かりに輸出だけについて何か話がすぐにまとまる、しかしながらその見返りの輸入についてはその商社が不得手であるとか、あるいはさしあたってそれを実行するように日本当局の方で許可がおりないという場合には、結局輸出輸入ともに成立しないという、非常に窮屈な交易を遂行しておるわけでございます。それでこれを何とかして早く改善していただくためには、やはり通商協定によりまして支払いの面をもっと円滑にできるようにしていただきたい、こういう要望を持っておる次第であります。

私の会社は一昨年ソ連の石油の輸入を計画いたしました、その見送りにデューセル・エンジンの輸出をかみ合したパートナー・トレードを契約いたしました。ところが石油の輸入が不可抗力によって実行不可能になりました。それがためにせっかく契約ができていたデューセル・エンジンの商売もだめになった、こういう実例がございまして、こういう実例は各商社とも多数にあるわけでございます。それでソ連側では、現在できることならいわゆるオープン・アカウント方式によってもっとフリーな輸出ができるようにしてもらいたいというのをよく言っております。これはこちらにおけます通商代表などからもわれわれたびたび聞いたことでございます。しかしながら日本当局の意向といたしましては、オープン・アカウントという方式は漸次廃止していかれる、それで現金決済

の方式による方を希望するという御意向のように見受けております。それにつきましてはソ連側としましては、それならそれでいいんだということを言っております。しかしながらオープン・アカウント協定によりまして、その差額を現金で仕切つて金またはフリー・ダラーで払えばいいじゃないか、それでもソ連側としては応ずる用意があるというように漏らしております。こういう決済方式は国としてのいろいろな方策もございまして、われわれ商社からそう、こうしていただきたい、あつていただきたいという希望を出しても、早急には決定できないかとも思いますが、いづれにせよ現在のようないくつかの輸出を組み合わせるパートナー・トレードでなければソ連との貿易ができないという状態を打開するためには、やはりこのオープン・アカウントなり現金決済なりどちらかにしていただいて、早くフリーなトレードができるようにしていただきたい、こういう要望を持っております。それから現在の貿易実績で考えますと、ソ連からの輸入にしましてもこちらから輸出するにしましても、まだ非常に少量しか予想できないのですが、これは貿易協定ができてから、ソ連側は日本からこういうものが買えるとか、日本はこれだけのものを賣つてくれるという大まかながらも予想が立ちますと、ソ連側としてはああいう計画経済の国ですから、いろいろな面で貿易拡大に向つて手を打ったことができないだろうと思ふのです。たとえば北樺太の石炭の積み出し能力あるいは沿海州の木材の積み出し能力、そういうものでも、日本がどれだけ買つてくれる

かわからないから、それに合った予想をもつて金をつぎ込んでいけば、うまくいけば日本がちょうどそのつぎ込んだ金を償うに足るだけの買付をしてくれるかもしれないが、日本の都合でそれがだめになった場合はむだな投資をしたことになる。それがためにこれまで十分な荷役設備、積み出し設備を準備することができなかったということをよく申し上げておきます。こういう点につきましては、やはり貿易協定を結びますれば、ソ連側としましても計画経済のうちにその貿易を織り込みまして、それを遂行できるように思われるのであります。その一例といたしまして、今東京に駐在しておりますソ連の木材輸出公団のガルシェニコフという担当官が最近私に漏らしたことであります。今木材の取引が、これは二十万立方メートルの契約ができました。しかしながら日本はもっと木材が要することも知つて、この数量をかりに二倍、三倍にしていくならば、ソ連はそれに対して十分なる積み出し能力あるいは伐採能力等も準備をするだろう、そして今積み出しは北樺太の対岸に当ります沿海州の二つの港から出ておりますが、それがために非常に積み出し能力が制限され、日本に供給する能力もおのずから日本がその二倍、三倍と買つてくれるならば、ウラジオのちよつと北にありますが、例の有名なナホトカ、あそこの港を利用して積み出し準備をしよう、さすればもっと融通のきく供給ができるのだ、こういうことを言っております。それでそういう計画経済の実行に

当りましては、ソ連はおそらく伐採のためにそこ道路を完備し、また新たに作り、港灣も木材の荷役に適したようないろいろな設備をしなければならぬが、そういった手を打ちますのには、計画経済の国ですから、今言つてすぐにできないと思ふのであります。まして、少くとも来年のそういう貿易に關するいろいろな施策は本年の夏ごろまでにはおそろしく確定していかなくちゃならないだろうと思ふのです。そうしますと、やはり貿易協定というものが早く取りきめられないと、来年度のソ連の計画経済に織り込まれない、従つていろいろな日本に対する供給面の準備も非常にむづかしくなるのではないか、こういうふうなわれわれは懸念している次第であります。それから従来われわれがソ連と取引しておりました品目は、大体輸入の面におきましては北樺太の石炭、沿海州の木材、最近ではウラル方面からナホトカを経由して供給されておりますクロム・鉱石、そういうものがあります。それでこちらから出す方は、先ほど申しましたように船、最近ソ連からいろいろ引き合つてきておりますものに機械類、それからセメントとかあるいはベルトとかいったようなものがございますが、貿易協定におきましては、私はもっとその品目の範囲を広げていただいて、日本の軽工業の製品がソ連に行くような工合にしむけていっていただきたいと思ふのであります。あまりに少数な品目で、ごちないかいたいのばかりの貿易ではあまりにもあやがない、やはり両国間の友好を促進するためには、そういった日本の特徴とするいろいろな繊維製品とか、あるいは

手先の巧みさを利用した日本の特殊な輸出品、そういうようなものまでもソ連が買おうように仕向けていて、そして日ソ間の貿易が広い面にわたって潤いのあるものであるようにしていきたい。それがためにはナホトカと日本の間の定航路というようなものも必要でございましょう。現在のところでは、ナホトカ、ウラジオは不凍港でございしますが、木材の積み出し港でありまして沿海州の二つの港とか、あるいは石炭の積み出し港の樺太の港なんかは冬期結氷いたしますので、荷動きが非常に限られた期間になって参ります。五月から始まって九月ころに終つてしまふ、おそくとも十月ころには氷で閉ざされるといった状態でありまして、不凍港と日本との間の定航路、そういうものを設けることによって、もっと品目の変化の多い、また常駐不凍の貿易が行われるようにならなければならぬと考えております。

それから通商の機関でございまして、今東京におります通商代表はメンバーがわずか二人でございまして。一人は船舶の輸入公団の代表がおります、一人は木材輸出公団の代表がおります。その人たちが木材と船舶だけでなしに、あらゆるものを取り扱つておりますので、人手不足のために仕事が多々進まない。戦前には在日通商代表は十七、八名の陣容があつたと聞いております。そして東京のみならず、はるかに京城までも出店を置き、大阪、函館、それから先はお話がございました七尾なんかに出張所があつたと聞いております。今のところでは正式には通商代表部というものが設置されてない状態でございます。しかもいる向

うの公団の人はわずか四名という貧弱なことではございますが、それがためにいろいろな支障が起きて参りました。重要なその人たちの専門外のことは、自分で決められないとか、大使に相談をしなくちゃならないこともございまして、あるいはモスクワに電報を打つて返事を要求しなければならぬというふうな場合も多いのでございまして。それがために仕事のスムーズにいかない。通商代表部というものがやはり認められまして、そして日本に關係の深い公団の人たちが、ここに通商代表として駐在するとういうような格好がやはり望ましいわけでございまして。

なお先ほどちよつと言及しましたガルシニエニコフという木材輸出公団の人物が言つておられますには、もしも日本と木材の貿易が恒常的なものとなり、かつ規模が拡大されるならば、その公団の出店をたとえばナホトカとかあるいはウラジオ等に置いて、東京にいないまでも、もつと大きい権限を持った機構をそこに作つて、そして日本との取引にもつと活発な行動ができるのじゃないかということも漏らしておりました。

以上のような事情でございまして、通商協定ができました後のソ連貿易の見通しと申しますか、そういったものにつきましましては、ただいま田辺さんからいろいろお話がございましたし、蛇足をつけるようでございまして、あまり喋々する必要もないかと思ひますが、ともかく最近半年の間に——国交を回復しまして半年でございまして、概算約八百万米ドルの輸入商売が日本全体としてできておると私は見ております。これは当然現在の決済方式により

まして見返りの輸出が予想されるものですから、その見返りの輸出も早晚契約されるとしますと、輸出入合計で千六百万米ドルの商売が一応はできる可能性があるというわけでございまして。なお、われわれのような従来ソ連貿易をやつて参りました商社以外に、最近是有力な第一流の商社も直接、間接にこのソ連貿易に乗り出して参りました。ソ連貿易の将来の有望な面を如実に示しておると思ひます。

ともかくソ連が、ここに極東ロシアは、地理的な条件で日本に非常に有利ではないか。石炭にしましては、今後可能性のあります鉄鉱石の輸入にいたしましても、遠いインドやあるいはアメリカから買うよりも、安い運賃で近くから持つてこれるというような有利な点がございまして、それからソ連がシベリア開発ということに非常に力を入れておる模様であります。これによつて日本の重工業の製品も相当に需要が起るだろうということ、またシベリアが持つております潜在的な資源が大きいこと、それからまたソ連が持つております科学あるいは技術面における非常に優位な——英米に比しては優位なものを持つておるようにも思ひます。そういうものをこのソ連貿易を通じて日本に入れるというようなことも今後考えられまして、ソ連貿易の将来は私はそういう面で、日本にとつて非常に重要であり、日本の経済発展のために非常に大きな意義を持つものであると確信する次第でございまして。

○福田委員長 次に、南参考人にお願ひいたします。
○南参考人 ソ連経済を研究しておる者の立場から、シベリア開発と日ソ貿易

易ということについて参考意見を述べさせていただきます。

一九五三年の三月に、御存じのようにスターリンがなくなりまして、そのあとにマレンコフ政府が成立いたしました。そのマレンコフ政府のもとで、同年の八月にソ連最高会議が行われましたが、この会議で二つの重要な事件が発表されたわけであります。その一つは、いわゆるマレンコフ政府の水爆声明であります。もう一つはマレンコフ政府の消費物資増産政策であります。しかしながら、このときの水爆声明というものが、あまりにもショックな影響を全世界に与えました。で、経済政策の方では十分にその意義がつかまれます、またこれが書き立てられなかった状況でございまして。しかしそのときちよつとロンドンの「エコノミスト」が、水爆声明以上にこの消費物資増産政策というものは重要であるという論文を発表したのであります。今考えてみますれば、これは非常にすぐれた見解でありまして、スターリン時代の経済建設方式に対する実質的な批判と正統というものが、この消費物資増産政策に発してたと考えることができるのであります。これはフィンランドに次いでイギリスが現在対ソ貿易について第二位を占めておるといふことと関係なしとしない見解であります。それからまた昨年の二月にソ連共産党第二十回大会が行われましたが、そのときまたまた世界を驚かすようなスターリン批判ということが起きまして、全世界がこのスターリン批判で騒いでおるときに、ソ連の各新聞は何を論じていたかといひますと、この二十回党大会において取り上げられた第

六次五カ年計画、そしてその主要な内容をなすところの東部地域の開発、これが連日ソ連の新聞で論じられていたものであります。しかしながらスターリン批判の旋風があまりにも激しいために、この東部地域の開発ということの意義が日本で十分に伝えられたとは考えられないのであります。これを一番先に日本の経済との関連において重視したのは、日ソ貿易に関心を持つ業者並びにその団体であつたということとは、前の例と考えると非常に興味深い事実だと思ひます。私がこの例をあげたのはなぜかといひますと、ソ連の経済政策を経済政策として実務的に、現実的に見る必要がある、そういう段階に來たからであります。つまり、われわれはこれまでの既成概念を捨て、そういう経済政策なら経済政策を見るということでありまして。この既成概念というものがいかにおそろしいものであるかという一例を、ちよつとお話をいたします。

最近ソ連でロシア共和国の最高会議が行われました。そのときにカムチャツカの代表が、その会議の席上で次のような発言をしてゐるのであります。それは最近ツェントロ・サユーズつまりソ連の消費組合中央本部のようなどころですが、このツェントロ・サユーズがカムチャツカで犬をふやす政策をきめたというのであります。これに関連してこのカムチャツカ代表が次のように発言してゐるわけです。こういうばかばかしい政策をモスクワの中央できめてもらつてはわれわれは困る、つまり現地のカムチャツカでは犬はすでに交通機関ではない、犬が交通機関であつたはずいぶん昔の話である、われわれは今

近代的な交通機関を持つてゐる、大はむしろ、これをソ連式に言うところの小生産させる段階に於ておる。なぜならば、カムチャツカの犬は貴重なるサケ、マスをおもひに食ひ過ぎるからである、こういうふうによつておるのであります。つまりソビエトの中ですらシベリア、カムチャツカについてはきつめておくれた、古い、いわゆる既成概念を持つてゐる。でありますれば、日本の中でシベリアの現況といふことを論ずる場合に、既成概念がないのはむしろ不思議な状態なのであります。

そういう既成概念を離れまして、シベリア開発の現状といふことに入るわけでありまして、これをどういふ角度から取り上げるかといふことが、またここで一つの問題になります。といふのは、日本の一部にもシベリア開発といふのは、帝政時代からロシアがとつてゐるところの東漸政策、すなわち東へ東へ進む政策の単なる延長にすぎない、それが少し大きくなつたにすぎないといふような考え方、あるいは極東においてソビエトは大きな建設をやるわけがない、なぜならば、極東は日本と近接し、また日本を通じてアメリカと近接している、いざという場合には占領されるおそれがあるかもしれないからだ、そういう見解もあります。またソ連の従来の建設を見れば、自給自足で何でもやってゐる、だからシベリア建設については外国の経済力を必要としない、こういう見解もあつてゐましたが、これを一つ一つ批判する余裕がありませんので、私は一応これらの考え方が出てきたところの、ソ連のシベリア開発の歴史といふものを

振り返つてみる必要があると思つてあります。この歴史を振り返ることによつて、今日のシベリア開発の行き方、その根本精神といふものを理解するの役に立つと私は思ふからであります。

まず最初に革命前のロシアにおいて、シベリアの経済的地位はどういふものであつたかといふことです。それは一言で言うときわめてはじめの状態でありまして、全くないと言つていいのであります。たとえば製造工業についてみまると、その生産高は全ロシアの三・五％、金属加工は〇・九％、化学工業は〇・五％、全くこれは無にひとしいといふ状態でありまして、つまり一言で言うとき、近代的な工業は全くなかつたといふことであります。しかれば、この革命以後においてはどうかあるかといふことを考えますと、私はこのシベリア開発について四つの段階を設けたいと思ふのであります。

その第一は、革命間もなく、一九二〇年の第九回党大会において、有名な全ロシア電化計画、ゴエロ計画といふものが採用されました。これは当時ソ連が初めて唱へたところの単一の経済計画といふものを實現するための一つの手段でもありまして、この単一の経済計画の必要が強調されたわけでありまして、しかしながら、當時はそれだけの計画を實現する物的条件もありませんので、単にその必要が強調されたにとどまらう。しかしながらこの単一の経済計画といふものは、明らかにウラル以東の地を目標にして考えられていたといふことであります。

石炭を結びつける、ウラル、クズネツ総合工業地帯といふものが設立されました。御存じのように、シベリアのクズネツといふ炭田は、その石炭の埋蔵量が、一九三八年の調査であります四千万億トン、ソ連が誇るところのドンバスの石炭の埋蔵量は九百億トン、つまり五倍倍つてゐるのであります。そしてこのウラルとクズネツを二千里の遠距離にわたつて結びつけて、そこに工業地帯を作るといふ計画、これは当時ソ連では、社会主義のみでこそできるのだと言つて、大いにこれを世界に宣伝したのであります。この二千里の距離といふことがどういふ意味を持つたかといふことは、あとからまたお話しいたします。

第三の段階、これは私はシベリア開発の段階として、一応本格的な段階ではないかと思ふのであります。それは一九三九年第十八回党大会で、第三次五年計画が採択されたときであります。この三次五年計画において、ソ連の主要経済地区の総合的發展といふことが考えられました。しかしながらこの大会は、その半年前に、ヨーロッパでは有名なミュンヘンの会議がありました。半年後にはドイツがポーランドに侵入してゐる。そういう国際的な緊張の中でこの計画が練られたために、このときに取り上げられた東部地方——當時はヴォルガ、ウラルをおもひに指してゐたのであります。東部地方の開発といふものは、あくまでもそれは軍事的な要求から出たものでありまして、私には見えておるのであります。どういふ開発の政策がとられたかといふと、その一つとして、たと

えばモスクワ、レニングラード、ハリコフ、キエフ、ロストフ、ゴリキー、スヴェルドロフ、こういうようなヨーロッパに近い、あるいはヨーロッパにあるところの、こういう重要な地帯には、新しく工場を建設することを禁止したのであります。といひますと、現在でも、第二十回党大会後、これらのヨーロッパの重要な工業地帯には、燃料を多量に要するところの工場の建設が禁止されて、これが東部に移されるようになっております。しかしながら、同じ禁止であつても、当時の禁止の内容と今日の禁止を要求するものは、全く別だといふことを皆さんお考えになつていただきたいと思ふのであります。また重工業の部門についてどういふような政策がとられたかといふこと、ウラル、ヴォルガに総合的な企業を作る。総合的といふいかにも科学的のよりに聞えますけれども、いざという場合に備えて、原料がこないといふような場合でも、とにかくその企業で何でも作る、もう未完成品から半製品まで一貫して全部作るという方針がとられたわけでありまして、これは当時の状況として見たわけでありまして、現在こういうやり方といふものは、ソ連で強く批判されております。そしてそのかわり出てきてゐるのが、企業が専門化されなければならぬ、そして専門化された企業が相互に協業化されなければならぬ、こういう立場でゐるのであります。また当時の東部開発の一つの特徴として、とにかくりっぱな工場よりも、中小の規模を持った工場を急ピッチにたくさん作るという方針がとられました。ですから、これがどうい

う技術内容を持ち、どういう設備を持つたかといふことは、皆さん想像のできるところであると思ふのであります。こうして戦時中の東部のヴォルガ、ウラル方面に対する投資といふものは、たとえば一九四三年をとつてみまると、全国総投資の六一・五％に達してゐるのであります。

このように一九三九年までの東部開発といふものは進んできたわけでありまして、いよいよ第四段階として私が取り上げるのは、一九五六年、すなわち昨年の第二十回党大会であります。この党大会の決議を見ますと、工業生産量をより一そ増大させるために、新しい原料、燃料、電力産地を經濟循環に引き入れるといふこと、そしてまず第一に東部地域の莫大な天然資源を動員しなければならぬ、この決議の中にうたはれてゐるのであります。

以上の四段階を要約しますれば、次のように言うことができます。第一は、帝政ロシア時代の生産力配置はきつめて西部に片寄つてゐたといふこと、すなわち経済的に非常に不合理な状態になつてゐたといふこと、そして第二として、社会主義に入りましてソ連が、計画經濟、經濟のバランスある發展といふことをやろうとした場合に、この不合理な生産力配置によつてそれが妨げられたといふこと、しかもこれを合理化するにはソ連の生産力は當時においてはあまりにも低かつたといふことであります。もう一つソ連の經濟建設に重要な性格を与えたものは、ソ連の工業建設といふものは、いわゆる資本主義に阻まれた条件の中で、重工業建設という超重点主義で行われております。し

う技術内容を持ち、どういう設備を持つたかといふことは、皆さん想像のできるところであると思ふのであります。こうして戦時中の東部のヴォルガ、ウラル方面に対する投資といふものは、たとえば一九四三年をとつてみまると、全国総投資の六一・五％に達してゐるのであります。

かもこの戦前戦時の急速な東部の工業化というところは軍事的要求によるものであって、それが軍事的性格を非常に色濃く持っていたということであります。すなわちそういう状況でありましたから、ソ連が経済的合理主義というものを計画の中で生かそうとしても生かすことができなかった。今日のスターリンの経済建設指導に対するいろいろな非難、是正の方針というものがこういうところから発しているということでは、大体今の定説になっているようであります。

こうして見ますと、第二十回党大会によって決定された東部開発というものは従来のものとは全く違った条件のもとで行われているという結論を出すことができると思います。それはどういふように進んでおるかといふことは、もはや言うまでもなく、第一として、ソ連は一国のみで経済を建設しているのではないということ、すなわち現在社会主義圏が確立しているというところ、それから第二に、ソ連は第二十回党大会においてははっきり言いましたけれども、大きな世界戦争は今後起るまいという見通し、従ってまた長期の平和条件という条件、そしてまたこの平和条件を裏づけるところの東西貿易の拡大、こういういわゆる客観的条件をこのように彼らは見ております。第二にソ連自体の生産力が非常に増大しているということ、事実この生産力をもとにしてソ連経済の総合的發展ということが、従来かけ声であったところのものが、今や現実これをやり得る力を持つに至ったということであります。そしてまたこれをやり得るために、従来スターリン時代にとられ

ておりましたところの、そして内外の情勢からそのように余儀なくされてきたところの過度の中央集権的な経済指導というものを正していく、そして地方のイニシアチブを十分に發揮していく、各地の特色を生かしていく、これは世界的にいえば世界各国の特色を生かして、その力を建設に利用していくという考え方であります。一言にして言いますれば、ソ連のこの建設というものが、今日の段階に至りまして、やうと経済を合理的に運営するという段階に達したと私は考えるのであります。

こういう条件の中で行われているのが今日のシベリア開発であります。つまりシベリア開発というものは従来の、つまり先ほど言いましたように戦前のシベリア開発の単なる延長ではないということであります。それでは現在シベリアの開発の現状はどうかといふことをまず天然資源という点に見ますと、御存じのようにシベリアの天然資源は膨大である膨大であると各新聞も書き立てておるので、今さら私から言うまでもないと思ひますが、シベリアの面積というのは大体全ソの半ばでありまして、水力、木材がそれぞれ全ソの八〇%を持っておる、石炭の埋蔵量は七五%である、そしてまた鉄鉱が二十億トン、非鉄金属あるいは希少金属というものが大部分シベリアに集中しているということ、もう一つ言いたくことは、こういう調査は、たとえば鉄鉱の調査などにしても長いこと調査されなかったが、一九四六年、四七年に再調査されて、現在ソ連で地質学者がシベリアの各地に行つて調査をしていふということですから、決定的なこ

とは現在の段階ではまだ言い得ないわけでありますが、とにかく石油にしても、石炭にしても、その埋蔵量が世界一あるいは世界第二位を誇るどころのソ連が、そのシベリアにおいてそれが八〇%あるいは七〇%集中されている。その天然資源というものはいかに莫大であるかということがわかつておると思ひます。

しかしこれらの天然資源が地下に単に眠っているという状況であります。これは困ったことでありまして、これが現在経済的にどのくらい利用されているかといふと、これを一九五三年の統計で見ますれば、シベリアの工業生産高は全ソ工業生産高の三分の一、鉄鋼、銅材、石油は二分の一以上、石炭は二分の一以上、電力は四〇%という状況であります。しからばこの第六次五年計画の最終であるところの一九六〇年にはどうなるかといふと、まず第六次五年計画で全投資の半ば以上はシベリアに投下されるということ、そしてまた石炭の生産が二億八千万トン、石油は一億トン以上、つまり石油について見ると、全ソの七五%ですから、石油はバクーが世界一といふことは古い常識となつておるのであります。ことに電力の点について有名なアンガラ川のブラツク水力発電所が出力三百二十万キロワット、エニセイ川のクラスノヤルスクの水力発電所、これも三百二十万キロワット、つまり二、三年前まではタイプシェフ、スターリングラードの水力発電所が世界一を誇っていたわけでありましたが、この二つを合したような水力発電所がブラツクあるいはクラスノヤルスクに作られるということ、これ

らの天然資源動力というものが結合されて、近々十年ない十五年の間に年産千五百万あるいは二千万トンの鉄鋼を生産する第三の冶金基地がシベリアに作られることになっております。このように資源の点を羅列しましては切りがありませんから、一応ソ連のシベリア開発ということがソ連全体の国土計画の中でどういふような考え方で行われようとしているかといふ一つの参考として申し上げますと、ソ連は先ほどの歴史的経過の中で述べましたように、経済的に見ますれば西部と東部に分れておりました、つまりその当時の東部というのは大体ウラル、ヴォルガ、そういうことになっておりますが、やはりソ連の経済建設は大きく分けて三つのグループに分けられます。それはまず第一に西部グループであり、第二はウラル、ヴォルガグループであり、第三が東部グループであります。この東部グループというのは、いわゆる東部開発というのであります、西シベリア、東シベリア、極東、中央アジア、カザクスタン、こういう地帯を含んでおるのであります。そしてこの東部グループはさらにこまかく分けられます、その拠点として重工業地区がイルクーツク州、クラスノヤルスク地方、クラスノヤルスク南部、ザバイカル、アルタイ地方、こういう地方に作られる可能性がおります。

私はソ連のシベリア開発が着々進み、景気のいい点を述べたのでありますが、しかしソ連にも大きな悩みがあらまして、最近の文獻によりましてシベリア開発で一番困つておるのは労働力が不足しておることを書いておられます。これははっきり述べてお

ます。同時にソ連の建設計画を進めるに當つてやたらにこれを急ぎ過ぎるというふうな観点があらまして、これが昨年の十二月共産党中央委員会の決定によりまして、あまり膨大な計画を立てて、そして投資の効率がさっぱり上らない、そこでもう少し有効に投資する、そしてまた計画をぐっと下げてやりやすくしていく、こういうふうに着実な観点に立つてきたようであります。ということは、ソ連にはおもしろい人がいるもので、こういうように建設をどんどんやっていく過程においては、未完成の、たとえば十年でできるものは十二年になる、そういう未完成の建造物がふえるのは当然の傾向であつて、未完成建設増大の理論などといふことを言った人があるらしいので、それがこつてこつてに最近たかかれておりますが、とにかく建設に伴ういろいろなさくしゃくといふものが十二月党の中央委員会の決定によつて今後は正されていくということが考えられると思ふのであります。

次にこのシベリア開発が日本経済とどういふ関連があるかという点は、先ほども参考人が述べられましたので、私はこれ以上加える必要がないと思ひますが、とにかくシベリアの東部開発が発表され推進されるとともに、ソ連が国際的な経済協力、そうしてまた国際的な分業、これを非常に大きく主張し出しているということ、そうしてまたこれを実際に諸国との関係において実現しようとしておるということ、またシベリア開発において常にイニシアチブをとつてきたフルシチョフ氏みづからも東部開発というものは日本の経済力というものと密接な関係を

将来持つであろうというようなことを言明しているということ、また最近のごく新しい経済の諸問題というソ連の理論雑誌を見ますと、シベリア開発について述べた最後に、シベリア開発はアジア諸国との貿易拡大の見通しを考慮して行われなければならない、こういうふう述べておられます。従来ソ連ではこういう国内問題を論ずるときに、外国貿易とからませて論ずるといふようなことはあまりない国でありましたが、今この経済の諸問題という理論雑誌がこれをはっきりと言うようになってきているということ、これはすなわちソ連が新しい経済方針、経済的精神で建設を進めようと考えている一つの証拠と見ることができるのであります。そうしてまた同時に大きく言いますと、シベリア開発というのは、日本を含めたアジア諸国が世界の経済あるいは政治において比重を高めれば高めるほどソ連はシベリアの開発ということに熱意を示し、一そうこれを精力的に推進していくであろう、こういうふうに私は言えるのではないかと思っています。

私の考えはこれだけにいたします。
○福田委員長 以上で参考人各位の御意見の開陳は終わりました。
質疑に入りませう。田中武夫君。
○田中(武)委員 参考人に御質問する前に、政府委員にちょっとお尋ねしておきたいのですが、先ほど鈴木参考人は、とにかく早く日ソ通商協定を結ぶべきである、こう申されておられ、田辺参考人は、ソ連との貿易の拡大と正常化は日本経済にとって大きな問題である、こういうふうに言われておられます。各参考人の御意見を総合い

たしましても、日ソの間に国交が回復し、議定書が効力を発した今日、一日も早く通商協定を結ぶべきである、こういう意見でございませう。そこで松尾通商局長にお伺いいたしますが、先ほど来の参考人の御意見では、とにかく早く通商協定を結べ、むしろ遅巧よりも拙速をとるといいますか、ともかく早くしろと言われておりますが、政府の日ソ通商協定に關する考え方はどうであるか。

また、これも鈴木参考人だっと思ひますが、相手は社会主義国であるので、今までのいわゆる自由諸国との貿易とは異なつて、向うは国家統制一本でくる、そうするならば各個撃破をせられるおそれもある、この点を考えるべきである、こう言っておられますが、通商に當つてこれに對処するにはどのように考えられるか。

また田辺参考人の御意見では、日ソ通商協定が結ばれたならば、第一年度で少くとも片道七千五百萬ドル、合計して一億五千萬ドルの通商は可能である、こういうふうに言われておられるが、通商局としてはその程度のものは可能であると考えておられますか。

最後に佐藤經濟局長にお伺いするのですが、ソ連と日本との貿易の問題について、通産省と外務省あたりで意見が食い違つておるのではないかと、このようにも考えられる。と申しますのは、外務省があるいはアメリカ側の意向をおそれおられると申しますか、そういうようなことから積極的でないために通商協定の問題等も行き悩んでおるのではないかと申すのですが、そのようなことがあるのかどうか。また日ソ通商協定の問題について、今日の

程度の話し合いが進んでおるか、あるいは進めようとしておられるのか、経過を御説明願ひたいと思ひます。

○松尾(参)政府委員 お尋ねの第一点は、日ソ通商協定を拙速でもいいから早くやることについてのお尋ねかと思ひますが、目下關係各省においていろいろ準備、協議をしておる際でありまして、私たちが通商局の立場としては、貿易を拡大するというのが本来の仕事でございまして、通商協定の成立が貿易の拡大になるといふことであるならば、できるだけ早くやつた方がよろうというふうに考えておるのであります。

第二点のお尋ねは、相手が國家貿易の國であるので、各個撃破になるおそれがあるが、それに対する対策はいかにかというふうなお尋ねかと思ひましたが、お説の通りであります。従つてこの通商協定も従来の自由國家を相手とするような通商協定でいけますかどうかと。その辺のところはわれわれとして研究をしておる段階でありまして、ただ抽象的な文言の通商協定であるのか、あるいは、いわば貿易計画をつけたような通商協定になるのかという辺のところは一審むずかしい点かと思つたのであります。いろいろお話にありましたように、具体的な品目別の數量を盛り込むということになりまして、政府が數量上の仮契約をしたということにもなりかねないものでありまして、そこまでいく方がいいのか、あるいはそれらは業界にまかせておいた方がいいのかという問題もありますし、また數量をきめる場合には、これも價格がきまりませんと問題にならぬのであります。それらの点をずっと推し進めていくと、わ

が方は自由貿易体制であつて、國が貿易を直管するということになつておりませんが、あまり深入りをいたしませんと、協定によつて國がそこまでも入るようなことにならぬとも限らぬわけでありませう。各個撃破をされないといふことでありますならば、國が品目、數量、價格までもきめていつて、實務だけを業界にやつていただくというふうなことも考えられるわけでありませう。また、通常業界の窓口を一本にするといふこともよく言われるのであります。自由貿易体制下において、窓口を一本にするために輸出入組合を作るようなことも考えられるわけでありませう。現に中共については日中輸出入組合ができておりますが、これもいろいろの協議の場にはなつておりますが、この輸出入取引をほんとうに各個撃破にならぬようにやられておるかといふことが非常に疑問があるものであります。

従ひまして協定の進め方、内容あるいは今後の貿易機構等におきまして、自由諸國を相手にするのとかなり考え方を變えて考えなければならぬ点もあるものであります。取引を上手にやるということからいいますと、各個撃破にならぬようにやりたいわけでありませうが、それらの点いろいろ研究をいたしておられますし、今ここでどうした方がいいかといふ結論を申し上げる段階ではございませうが、ともかく非常に問題がむずかしいために、今調査なり研究なりが若干ひまどつておるといふことを御了承願ひたいと思つたのであります。

それから第三点の今後の日ソ貿易の見通しでございませうが、先ほどは田辺さんから通商協定ができれば、初年度

片道七千五百萬ドルにもなるというふうなお話がありました。これは見通しでありますので、われわれもこれが全然達成をできないとも申し上げにくいのであります。過去の中共貿易の發展の工合、それからまたこの最近の日ソの貿易の工合から見まして、率直に申しますと、七千五百萬ドル第一年度片道というのはかなり過大ではなからうかといふふうに考えております。われわれの方も希望的な観測も入れて、第一年度は一千萬ドルくらいじゃなからうかといふふうな見方もありますし、また第一年度はいろいろな準備もかかるので、あるいは一千萬ドルにも達しないのじゃないかといふふうな見通しもあります。まだはっきりと少くとも第一年度の見通しといふものはつけてはおりませんが、われわれの立場としてはできるだけ多く輸出入ができることを希望しております。

○佐藤(健)政府委員 お答え申し上げます。私に対する御質問の第一番目は、通産省と外務省との間に日ソ貿易について意見の相違はないかといふこととだつたと承知いたしますが、この点につきましては通産省、外務省、大藏省ともに絶えず連絡をとり、意見の交換をしておりますので、そういう事實はございませう。

また第二点は、第三國からの影響を受けて、外務省が日ソ貿易についてあまり積極的ではないのではないかと、こゝういふ御質問だと承知いたしますが、この事實も決してない次第でございまして、できる限りすみやかにソ連との間には貿易協定を結びたい、こゝういふ考えでおるわけでございます。

第三点のそれは日ソ貿易協定締結

の建値の問題でございますが、これはソ連側の従来の主張を申し上げますと、国内小売価格と輸出価格とは全然関係がない。輸出価格はソ連はすでに国際価格を標準としてやっておるといふふうに言っておるわけでございまして。従って今御質問のございました一ルーブルが九十円に換算されますので、非常に物価高と申しますかインフレ傾向にあるんじゃないか、従ってソ連商品は割高ではないか、その割高な商品を目下貿易では押しつけられるのではないかと、こういう質問にも関連しておると思ひますが、そういう点ではそういう事実は今まではなかったと申し上げてよろしいかと思ひます。たとえば、国内小売価格と輸出価格で違つて一番端的な理由は、私一昨年モスクワに参りましたときに、関係図書で外国貿易史というのがございまして、これをソ連のモスクワの本屋で買いますと四ルーブルでございます。すなわち三百六十円でございまして。これを日ソ貿易のルートで日本のナウカ株式会社が一手に輸入をいたしておりますが、これを通じて買いますと日本円七十円で購入することができまして。従つてソ連の国内小売価格と対外輸出価格というふうなものは全然関係がない。そういう関係では樺太炭なんかの建値が中共の開業炭と関連して幾らである、アメリカ炭はCIFで幾らという点を考慮いたしましてソ連では建値をしてきておるといふような点は申し上げられるかと思ひます。

とを申し上げたわけですが、これはちよつと私の言葉が足りなかったと思ひます。協定ができません場合を予想しますと、協定の内容にもよりますのでまだ推測は非常にむづかしいわけでございます。従ひまして私の申しました片道一千万ドル、計二千万ドルと申しますのは、現在の態勢で見た場合のこゝとを申し上げたわけでありまして、若干言葉が悪かつたと思ひますのでその点訂正しておきます。

それからただいまお尋ねの決済方式なり価格の差の問題であります。これは御存じのように、国際取引というものは国際価格を基準にして行わるべきものでありますので、日本の為替は下ドル三百六十円、これは問題ないにいたしまして、先方の為替レートのために、今御指摘になっておりましたように割高になる場合もまあ予想できるわけでありまして、割高であれば要するに日本側は買ひ得ないということになるだけで、向うにいたしましては貿易をしようという事にはなれば国際価格に合してゐるのではないかと、こう思ひますし、またあつたという国営貿易の国でございまして、その点は比較的自由諸国よりも価格の調整はやさしいのではないかと考えます。要はお互いにその価格がのめるかどうかというところで商売は成り立つのではないかと、こういうふうに思ひます。

それから通商協定をやり出す場合にどういふ決済方式をとるかという問題につきましても、いろいろ研究をいたしておりまして、まだ結論はありませんが、まあ現金決済というか、そういう方向になる可能性が多いのではないかと私は考へております。ただ先ほど

来の業界の皆様の御説明によれば、現在の決済の方式が非常に商売を滞滞せしめておるに言われたのであります。が、あるいは私の聞き方が間違つておるのかもしれないが、御存じのようにならぬところははいわゆるバーターの現金決済——決済自身は現金でございますが、取引方式としてはバーターをやつていただいておりますということでありまして、これは何も貿易というものは輸入するだけが本旨じゃないのでありまして、どちらかといえばわれわれは輸出を伸ばしたい、そのために輸入をする、特にこういう新市場につきましては輸出を伸ばして、輸入もまたふやす、こういうことでなければならぬと思ふのであります。ところが、輸入の話は、非常に現金決済にしろという要求をして参るのではありませんが、それならばわが方の輸出について現金で買つてくれるかという、そういう話は一向に聞いたことにはない。現金決済で輸出するといふやり方は大いに歓迎するやり方であり、今も政府としては何らチェックしてないものであります。そこでまあロシアという新市場でもありますので、買うだけが能ではない、あわせて輸出もさしていただきたいというところでバーターということになつておりますが、それも現在は輸入を急がれる必要のある場合には輸入を先にいたしまして、輸入いたしましてから九カ月間のうちに輸出をさしていただければいいという、いわゆる逆トーマス方式と申しておりますが、そういう方式も採用しておるわけでありまして、従つて双方が売るしまだ買ひしという熱意があるならば、私は現行方式下においてもかなり取引はできるので

はないかと思つておるわけでありまして。ただ売るだけでドルをとつて逃げのどという観点に立てば、そういう方式は非常に窮屈だといふことは言えるかと思ひますが、両方が貿易を伸ばすという関係から言ひますれば、現行のこういうバーター方式も、何も同時に輸出を交換するわけじゃありませんので、今申しますように、九カ月間の期間もあるわけでありまして、十分にその取引はできるんじゃないかと思ひます。また一人の人が輸出も輸入も同時にやらなければいかぬじゃないかといふことであります。これも輸出業者と輸入業者は別であつてもかわらないといふ方式に実はなつておるのであります。従ひまして両方が熱意があり合致するならば、現行のトーマス方式ないし逆トーマス方式というものはさして支障はないのじゃないかと公平にわれわれは考へておるわけでありまして。しかし新しい通商協定ができるということになりますと、これはいよいよ現金決済方式から見ますと、ともかくバーターといふことは若干の制限であることには違ひないわけでありまして。従ひましてそういう協定ができますれば当然バーター方式は修正されるべきであるといふふうに考へております。

○田中(武)委員 あとにもだいたい質問者があつたので、私も簡単に伺ひたいと思ひますので簡単に御答弁願ひたいと思ひます。先ほど来の参考人、ことに田辺参考人、南参考人の御意見によると、シベリア開発に大きな期待を持っておられるようですが、ソビエトとしてはこのシベリア開発について日本に対してどの程度の協力と

○田中(武)委員 ついでに佐藤次長にお伺ひいたしますが、先ほどの南参考人の話によると、シベリア開発についてソ連といへども大いに不足しているものがある、何かといへば労働力だ、こういうことなんです。日本は現在失業者があつて労働力が余つてゐるわけですが、もし希望があるならば、こちらからシベリアの方に移民を許可するような気持があるのかどうか。

○佐藤(健)政府委員 私実は移民関係の直接の担当ではありませんので、私

○田中(武)委員 政府の見通しはどうですか。

○佐藤(健)政府委員 お答え申し上げます。非常にむづかしい、かつデリケートな御質問でございますが、おそらくそういうソ連に対して投資するといふことは起らないのではないかと、これはあたかもアメリカに対して投資するといふやうなことで同じでございます。従ひまして今ソ連側に正式に意向を開くといふことも時期尚早ではないかと思ひます。

○田中(武)委員 今度は佐藤次長にお伺ひいたしますが、先ほどの南参考人の話によると、シベリア開発についてソ連といへども大いに不足しているものがある、何かといへば労働力だ、こういうことなんです。日本は現在失業者があつて労働力が余つてゐるわけですが、もし希望があるならば、こちらからシベリアの方に移民を許可するような気持があるのかどうか。

○佐藤(健)政府委員 私実は移民関係の直接の担当ではありませんので、私

的な意見というふうにお受け取り願いたいのでございますが、ソ連の労働者の生活状態、いろいろな点を考えてみましても、まだ日本の労働者を向うに移民することは多少気の毒じゃないか、こういうふうな考えがござります。○田中(武)委員 時間がありませんから、まとめて御質問して御答弁をいただきます。と思います。

先ほどの田中参考人のお話だったと思いますが、ことし東京に開かれる国際見本市にソビエトは種々の関係で参加ができませんけれども、来年の大阪には参加するだろう、こういうことでございまして、ことし東京の見本市に参加できない種々の都合というのは何か支障でもあったのでしょうか。

またこれは通産省にお伺いするのですが、国交回復いたしました最初の年でございまして、できるならば国際見本市にソビエトも参加することが望ましいのではないかとおもうのです。そういうことについて、極力努力してみようという気持があるかどうか、それをお伺いいたします。

続けて御質問します。もしソビエトとの間に通商協定を結ばれ、どんな貿易が行われるとすれば、どうしても港の関係も、現在の横浜とか神戸とかいったところではなく、日本海の方に移るのではないかとおもうのですが、参考人のどなたでもけっこうですが、そういう点からどこがいだらうとお考えになっているか、また政府の方ではそういうことに対して、港湾改修、その他の準備も必要かと思うのです。これは係りが違いかもしませんが、その用意があるかどうかお伺いいたします。

○田中参考人 東京国際見本市にソ連が不参加の件は、これは全くソ連側の事情によるものでございまして、ソ連が参加することにつきましては国交回復以前に政府当局の御賛成をいただきまして、そのいろいろな準備から民間団体としてもソ連側に連絡したわけでございしますが、ソ連側として独立館を建てて参加するという条件になりましたために、ソ連が参加する意思表示をしたときには屋内館がすでに一ぱいであつた、そういう状況でありましたので、今度の大阪ではそういう前車の轍を踏みませんように昨今、この一週間ほど前から大阪見本市のゼネラル・レギュレーションもできましたので、これを紹介し、準備をしておるわけでございします。

それから日本海諸港のうちいずれが適格であるかという問題でございしますが、これはそれぞれ港の都市が、中継港として背後地にどこを持つておるか、またそれぞれの港都市自体が工業生産都市であるかあるいは観光都市であるかという問題に連関して参りますので、今一がい日本海岸としてどこというふうに申し上げるわけには参りませんが、実績といたしましては小樽、新網それから伏木あたりが一応日本海岸としては実績を持っておるわけでございします。

○松尾(憲)政府委員 国際見本市に対するソ連の参加の問題でありまして、ただいま田中さんから言われたような事情と承知をしておるわけでありまして、東京都の方の見本市事務局からは招待状を出したようではございますが、いろいろな都合でロシア側の方で断わりになったことと承知しております。

す。見本市は御存じのように五月早々に開かれます、会館も一ぱいになつておるようでありまして、もう今さら政府はあつせんをするという時期ではないのではありませんかと思つております。来年は大阪で国際見本市が行われますので、そのときには一たびぜひ参加していただけたらどうかというふうに考えます。

○福田委員 小平久雄君。

○小平(久)委員 これはどなたでもけっこうですが、ソ連の経済全体にとりまして貿易が現在どんな地位を占めているか、特にそれは対共産圏との関係、あるいは対自由主義諸国との関係これを分けてお教え願ひたい。

○田中参考人 小平先生の御質問に対しては的確に答えできないのが残念でございしますが、ともかく従来は国内建設で、対外貿易、要するに国際経済協力というふうなことはなくとも自分のところはやっていけるんだ、スターリン時代には、おれのところになんかのコアだけだというふうな言い方もあつたわけではございますが、先ほど南参考人の御報告の全体を通じてみれば、われわれ理解しておりますように、今後はソ連の国内建設、経済建設自体の要求としてやはり対外貿易、国際経済協力というふうな問題は相当な力点を持つてくるんじゃないか、それがやはりソ連の国内建設に一つの比重を占めてくるんじゃないかというふうに理解しております。今、共産圏諸国との貿易の場合、また自由主義諸国との貿易の場合、的確な数字を申し上げれば一番けっこうかと思ひますが、今手元に持ち合せがないので御了承願ひたいと思ひます。

○小平(久)委員 これは大体のことはわかりませんか。私がこれを尋ねるのは、先ほどの御説明によると、逐次この経済協力という面を強く出しておる、あるいは平和共存ということをつたつておる、こういうことであるが、一体具体的にどんな形に現れておるか、一つ承わりたいと思ひます。

○佐藤(健)政府委員 お答え申し上げます。実はソ連の方は外国の貿易統計を発表しておりませんので、ソ連側の数字はよくわかりませんが、いろいろの統計で調べましたところでは、ソ連が自由諸国へ輸出しております額が一九五五年には六億四千三百八十万ドル、五四年には、ちょっと端数が出ますが五億五千七百万ドル、こういうふうになつております。また、自由諸国がソ連に輸出しました額は一九五五年には五億七千万ドル、五四年も大体同じく五億七千万ドル、こういうふうになつております。またアメリカ方面で調べられました数字によりますと、ソ連の貿易は、その全体の二〇%が自由諸国との貿易であり、八〇%が国内貿易、こういうふうな承知しております。

○小平(久)委員 そこで、どなたにお尋ねしていいのかわからないから尋ねませんが、どなたでもけっこうですが、日ソ貿易を促進するということが、われわれも大いにけっこうだと思ひます。ですから、ここに配付されたソ連の通商経済問題に関する資料集に載つてゐるソ連の貿易協定一覧を拝見しますと、これには米英などの協定が載つておりませんが、これはないのですか。

○田中参考人 イギリスは、戦後一九四七年に結ばれましたがそのままでございまして、あと一九五三年以降米務契約を中心としてやっております。米ソの貿易協定はございません。

○小平(久)委員 それで実際の取引はどうなつておりますか、米英とソ連との……あなたの方ではわかりませんか。先例になると思ひからお尋ねしておるのです。

○田中参考人 ソ連とイギリスとの場合でございしますが、一九五三年が六億一千九百九十万ドル、これを四分の一にするドルになります。それから一九五四年は七億三千四百八十万ドルでございします。

○小平(久)委員 この日ソの貿易が、協定までいけばなおけっこうですが、まだ早過ぎるかと思ひますが、この協定の例をここにあげてあるものを見ますと、大体輸出及び輸入を同額の協定をしておるのです。中に若干輸出の方が多い、あるいは輸入の方が多いものもありますし、特殊の場合もあるようですが、かりに日ソ貿易が協定もできずして順調になる、こういうことを想定した場合においても、日ソ間の貿易というものはやはり輸出入同額、そういうものがあくまでソ連の方針になりましょうか。あなたの方はソ連の代弁者じゃないというお話がありました、あなたの方はどういふことを想像してゐますか。先ほどの通商局長の話からしても、わが国の事情からしても、特に輸出を伸ばしていきたい、そのためにやむを得ない輸入をしていくということが大体の筋道だろうと思ひます。協定の例などから見ると大体は輸出入同額ということで各国ともやつておるようですが、その辺のソ連の意向

はわからぬかもしれぬが、あなたの方のお見通しを一つ承わりたいと思います。

○田辺参考人 やはり従来からのソ連の諸外国との方式と同じような輸出入バランスのとれた問題を提案してくるのではないかと予想がござい

す。その方式としては、長期のオープン・アカウントということも一つの方法じゃないかというふうな気もいたします。そしてそれを三年ないしは五年に、たとえば輸出超過の場合、あるいは帳じりだけを現金決済にしてい

くというふうな方法を提案してくることも考えられるんじゃないか、それじゃそれだけを固執してくるかと思

った場合に、先ほど通商局長の御説明に全く同感でございますが、日本側が買

入商品と片道現金決済した場合に、当然日本から出す商品も片道現金決済に

してくれということでは協定が締結されましたならば、やはりソ連としては計画貿易とい

うことを考えました場合に、そうアンバランスな、要するに日本から一方的に買

い付けただけではなく、やはり輸入と見合うものをその場合でも考えるのではな

いから、要するに日本から一方的に買付けただけではなく、やはり輸入と見合うものをその場合でも考えるのではな

いから、要するに日本から一方的に買付けただけではなく、やはり輸入と見合うものをその場合でも考えるのではな

いから、要するに日本から一方的に買付けただけではなく、やはり輸入と見合うものをその場合でも考えるのではな

いから、要するに日本から一方的に買付けただけではなく、やはり輸入と見合うものをその場合でも考えるのではな

いから、要するに日本から一方的に買付けただけではなく、やはり輸入と見合うものをその場合でも考えるのではな

いから、要するに日本から一方的に買付けただけではなく、やはり輸入と見合うものをその場合でも考えるのではな

いから、要するに日本から一方的に買付けただけではなく、やはり輸入と見合うものをその場合でも考えるのではな

いから、要するに日本から一方的に買付けただけではなく、やはり輸入と見合うものをその場合でも考えるのではな

いから、要するに日本から一方的に買付けただけではなく、やはり輸入と見合うものをその場合でも考えるのではな

出ましたけれども、言うまでもなくソ連は一大産金国で相当金を持ってお

るというふうなわけでは、ソビエトが求めるというのにはソビエトが求め

ることによって、最も経済的合理主義を生かしてやっていくという見通し

があるからそう言うのであります。そういう主張に対して日本側が、よしそ

れじやおれたちもたえてやろうというふうな態度を示すかどうかというこ

とが重要なことであります。日本側が協力しないですつばを向ければソ連の

建設がちゃんととなる。そういうようになつたかならないか知りません

けれども、私はそう考えるのであります。○小平(久)委員 ソ連側が考

えて日本から輸入することが合理的である、そう考へられる限度においては、日本からの輸入とい

うものが多くなる、ソ連の輸出を超過するということもあり得るわけですね。現に経済的合理主義とい

う立場から考へた場合に、そういうところを予想されるかどうかというこ

とを考へておられるわけですね。○田辺参考人 それはあると思いま

す。英国の場合には必要なるものを買い付けるために金を延べ棒の売却を

するといふ例もございまして、それから決して片道現金決済も拒否して

いない、そして一方的にソ連側も現金支払いといふことを拒否して

いない、またオープン・アカウントの帳じり決済を現金でやるという建

前からしまして、その点彼らの必要とする経済合理主義の範囲において日本

からの輸入とそれが若干のアンバランスになつてもやろうという見通しは考

へられると思ひます。○小平(久)委員 今の御答弁とも関連するのですが、先

ほど決済方式の話が。○近藤参考人 ただいまの御質問につ

きましては、私もさつきちよと申し述べたこととござい

ますが、最初日本に駐在しておりました通商代表は

オープン・アカウントが非常に工合がよいんだといふことをよく私たちに

言っておりました。オープン・アカウントにしましては、その当時私

たちの考へては、日本の方が輸出がどんどん伸びていて、君の方

から買入ものが非常に限定されておるので、日本としては出超になつて

決済に困るのではないかと、このことを言つたわけでありま

す。そうしましたら、その場合はその差額をわれわれは金をフ

リー・ダラーで支払う、それは可能だ、こういうふうな発言をして

おつたことがござい

ます。もちろんその個人の御意見でございまして、モスクワの当局の

意見でございまして、責任のある発言ではないと思ひます

けれども、そういうことを言つたことがござい

ます。それからもう一つ最近私たちが感じ

ておりますのは、ソ連が日本に売

るものにつきては最近現金決済という条件を強

めて参ります。それは日本

の今認められた決済方式としてはでき

ないんだ、少くともバック・ツ

・バックにしな

いばならぬが、それで承知してく

れ

ないかと言つたのです。それ

に対して

ノ

ーと言つて参ります。これは私

たちの想像してお

ります。日本側が

オープン・アカ

ントはいやだ、現金決済

の方がいいんだといふことを主

張するといふふうに向うは感

得しまして、日本に自分たちの

売

るものも現金決済の条件にし

ようじゃないかといふふうに出

てきておるのではないかと

思われる節が最近よくあるの

です。○小平(久)委員 最後

にもう一点承わりたいのです

。ソ連側は最近の例の漁業交渉と貿易問題とを

からまして考へておるといふふうに伝えられておるの

ですが、この漁業協定の進展と日ソ貿易といふもの

のからみ合ひはどうか

ふに理解したらよろしい

ですか。○田辺参考人 全

く関係はないと思ひ

ます。昨日でござい

ましたか、ソ連の大

使館も公式に記者会

見でその点を話した

と思ひますが、その

前にモスクワからの

いろいろな報道によ

りましてからみ合ひ

があるのじゃないか

といふことで水産関

係からお問ひ合せ

をいたしました。わ

れわれ話し合つて

おりましたことは、

かりに

うことがあつたとい

はたらわれわれは

からみ合せて通商協

定問題を延ばして

いくといふことは反

対であるといふこ

とをわれわれとし

ては話したのであ

ります。現在ソ連

側としては全くそ

ういふ関係を持た

してきておるよう

なことはな

いふに考へてお

ります。○永井委員

南さんにお尋ねを

いたし

たいと思ひ

ます。モスクワに

国際分業経

済相互援助

会議といふ

ものがあつ

て各

国の計画

経済の調整

をやつて

おるよう

であります

が、この

会議の運

営、それ

が考

へ

ら

この会

議には

経済計

画関係

の各国

が参

加して

おるの

かどう

か、そ

してそ

の討

議の過

程を通

してど

ういふ

ふう

に各

国の利

害なり

ある

いは

経済計

画とい

うもの

がどの

よう

な方式

によつ

て調整

されて

おるの

か、こ

の点を

一つ伺

いた

と思ひ

ます。そ

れから

スター

リンの

中央集

権から

地方分

散に漸

次変つ

てきて

おる、

この

ことは

わかる

わけ

であり

ます

が、そ

の地方

分散の

性格が

、中央

に一つ

の拠点

を持

つて

きて、

そう

して

その

線から

地域開

発をや

つて

いて、

それ

をす

つと

中央に

総合

する

とい

う行

き方

なの

か、あ

るいは

中央

の集

権を

是正

する

とい

う意

味にお

いて、

それ

ぞれ

の、た

とい

はば

先

はど

お話

のあ

つた

三つ

の

大

きな

地

域、

そ

うい

う

な

と

こ

ろ

に

そ

れ

ぞ

れ

の

中

心

を

置

か

せ

る

よ

う

に

中

央

集

権

を

分

散

し

て

い

く

い

う

よ

う

な

は

正

が

行

わ

れ

る

の

か

。地

方

分

散

の

性

格

を

第

二

点

と

し

て

伺

い

えられるということではないか、こう思うのでありますが、この生産の分担なり生産の共同化という性格が、コモーション・ベースの境界だけではなくて、これがやはり軍事的な性格を潜在しておるのではないか、そういう角度から、生産の分担、共同化が推進されているのではないか、こういうふうな考え、そういう心配を持つわけでありまして、そういう事柄は一体どうなっておるのか。それからもう一つは、適地適材主義の分業ということ、適地適材主義の分業というものが、適地適材主義の分業というものの規定がどういふような性格で行われているのか。これらの諸点について、一つお知らせを願いたいと思います。

○南参考人 今言われました経済協力会議というのは、いわゆる東欧諸国、ソ連を含めた共産圏における経済協力会議であります。これがたしか四九年にできました。その後向うの文獻を見ますれば、技術の交流、文獻の交流といったような範囲に限られていたようでありまして、その運営については、われわれ、残念ながら、ソ連の文獻からはうかがい知ることができなかったものであります。最近の一連の事件が起きました。その前にこの協力会議はそれぞれの各国のそういう専門家が集まってこれを協議しておるわけでありまして、最近の文獻でも、これがほとんど出てこないという状態でありまして、ですから、この内容がどういふような形で行われているかという点について詳細に知ることができないのであります。たまたま二、三日前私が受けた取った向うの新聞によりますと、共産圏の諸国の経済協力をもっと発展さ

せるというような相当長い論文が載っておりまして。これに何か目新しいものがあるのではないかと見て見たいのであります。それにありますと、従来の経済協力会議においては、技術の交流あるいは経験の交流というように限られておりましたけれども、今度一九五六年ないし五七年から一斉に発足するところの東欧諸国の経済五カ年計画、そういう長期の計画というものが、単なる技術の交流にとどまらず、長期の計画をいかにかみ合せていくか、そして相互に連絡をとってうまく推進していくかというような抽象的な言葉しか述べられていないのであります。従って、この経済協力会議については、今のところ前のものとはまったく規模の違う、そして各国の生産面、生産の協力というような方向にいておるのではないかと、大体想像できるわけでありまして。

それからもう一つ生産の分担の問題でありますけれども、この協力会議の内容が明らかにならないために、この生産の分担についても具体的に今お話しするわけにいかないものであります。向うの文獻を二、三見ておきますと、たとえば最近見ました共産圏の経済関係の論文の中にこういうのがありました。それはウクライナ共和国の新聞に出ておったのでありますけれども、それにありますと、ポーランドが、重工業の発展、推進というふうな意味から、自動車工場を三つ作った。しかしポーランドの現状からいって、自動車工場三つというのは必要がないのである、そういうふうな書いておられます。それからまた二、三日前私が受けた取った向うの新聞によりますと、共産圏の諸国の経済協力をもっと発展さ

るかという、それは当然、たとえばソビエトの自動車を使うというふうなことになるだろうと思いますが、そういうふうな東欧諸国がその実力以上のものを計画し、しかもそれが重工業重点というふうな、国情に合わない、生産力の段階に合わないような計画を立てていて、これが是正されてくるというふうなことは、当然それぞれの国の生産力に合ったところの計画が立案されていく。それがいわゆる適地適材主義というふうな言葉で表現できるかもしれません。そしてまたこれらの協力関係がコモーション・ベースによるものであるか、そうでないのか。この場合に向うの文獻をよく気をつけて読んで見ますと、ソ連は、共産圏同士の経済関係につきましても常に経済協力という言葉をうっているわけでありまして、また、いわゆる後進国、植民地国に対しては、これが経済援助というふうな形をとっておる。そしてまた一般資本主義国に対しては、互恵平等による通商の拡大、こういう微妙な言葉の使い分けをしておりまして、従いまして経済協力という言葉は、当然コモーション・ベースのつとつたやり方でありまして、それ以外の考慮も払われる、こういうことが予想されるわけでありまして。その場合にこれが軍事的性格を持つものであるかどうかといいますが、この軍事的性格というのは解釈がどのようにでもなるものであります。きわめてむずかしいのであります。たとえば中国への禁止問題と見ましても、軍事的と思われぬものが軍事的というふうな性格をつけられると断は非常にむずかしいのであります。

が、少くともソ連がこの経済協力会議において、前のスターリン時代のやり方というものはどういふものであったかといいますが、これは明らかに、ソ連の方が何と言おうとも、これは多分にソ連圏を守る、しかもソ連圏の中のソ連の国防、ソ連の国防イコール東欧諸国の国防であるというふうな建前から、それに相当軍事的な考慮が払われていたと私は感ずるのであります。しかしながらこういう考慮のもとに立てられた、いわゆる協力関係というものが、昨年の暮れのいろいろな事件によって反省を迫られて、ここに新たな精神でやるといふ場合には、これが当然修正された形で行くのではないかと。全然なくなるといふことは私は言いませんし、また全然なくなつたかあるとかいふ解釈は、いろいろな見方によってつけられるものでありますから、そういうようなことは私はここで言うことはできませんけれども、従来向うの方がそういう性格を濃く持っていたとすれば、その批判の上に立ったやり方というものは、当然適地適材、しかもそれが経済的合理主義というものを生かす方法でやっていくのではないかと、私はそう考えておるわけでありまして。

この地方分権の言葉が出てきてから、ソ連の新聞では最近にわかに、非常にこれにプレッシャーをかけるがごとく、中央集権を唱えてきております。その中央集権の言葉の上に民主主義的中央集権、こう唱えておりました。この社会主義の計画経済という建前から言いますれば、民主主義的中央集権主義といふことは、あくまでも生かされるのであります。これを実際の地方の具体的な実情に応じていかに適応していくか、この適応の方法にいろいろ問題がありまして、それがたとえば経済指導の是正、経済指導のやり方に非常なまがきがあったといふことであります。たとえばホルホーゾの立案一つを見ましても、従来はモスクワで行っているものであります。すると全国どここのホルホーゾも同じような計画を受け取るというふうな格好になっておるわけでありまして。それから各企業の実態ということが十分調査されずして中央から指令が流されていく、それに従って生産をやるといふようなことがありましたが、今度の五カ年計画の立案過程を見ましても各企業のその計画がほとんどに自分たちの実力、あるいは企業の力、将来というものをから、やり得るものであるかといふことを十分検討した上で、それが交互に交流し合っている、そして最終的に中央で決定されるというふうな形をとっているものであります。ですから地方分権というものは中央集権主義を否定するものではなく中央集権主義といふものは地方分権、地方の総意といふものを否定するものではない、その間のかね合ひといふことがなかなかむずかしい問題であ

それからもう一つ、地方分権のことでありまして、この地方分権といふことが非常に強く叫ばれたことは、これはソ連の用語に従いますと、過度の中央集権の是正であるといふことであります。中央集権といふものをなくするといふのはありません。これはユーゴの場合と全然行き方を異にしておるのであります。ソ連の場合はあくまでも過度の中央集権といふので、

りまして、ソ連の新聞を見ましても雑誌を見ましても連日これが論じられていて、このような状況であります。

○永井委員 第六次計画で東部地方、シベリア開発、こう言われておりますが、これはもとの流刑地であった中部シベリア地区が現在第六次計画としてなされておりました。極東のシベリアではないと思ひます。現在の第六次計画の中部シベリアの開発に対して、日本がこの開発計画にどの程度の協力をすることのできる限界があるか、あるいは交通の上からいへば、東西は一本の鉄道よりない、相当長距離である、南北は川で連絡しておるといふような現在の交通事情からいひまして、現在の段階ではあまりそう強力な期待がでないのではないか、こういうふうにか考へるのでございますが、この点はどうでありますか、これが一つ。もう一つは、極東のシベリア開発というものは、第七次、あるいは第八次計画に伸びてくるのではないか、その場合現在アムール川流域の開発が前提となるいろいろな調査、こういうものは中共と共同調査をやっておるといふように、地域的に相当中共と接触をしてくる、こういうふうな段階におきましては、第七次計画以降に計画されるであろう極東シベリア開発計画というものは、相当ソ連と中共というものが、軍事的にも経済的にも地理的に密接な接触を持つてくるということ、中共のウエートが高くなつてくるのではないか、かように考へるわけでありまして、そうした場合には日本の貿易面における期待といふものは、どの程度において展望しあるいはこれを予期して、こちらが準備態勢に入つたらよ

考へた方がよいのではないかと思ふのであります。それから貿易面に対する期待であります。これは先ほども私ちよつと触れましたけれども、こういうような建設を昔のようないく社会主義で何でもかんでも自分で行ふというやうな建設を捨てて、実際スミーズに建設を続けていくということになりますれば当然、先ほど適地適材主義といわれましたが、そういうものを活用して生産力を利用していくということが考へられるわけでありまして、これが現在の程度まで期待できるかというところは、先ほど田辺さんと東欧協会の方との間に七千万ドルと一千万ドルの相違が出てきました。期待にそれだけの差があるわけでありまして、私も直接どちらの方をとるといふようなことは断言できないので、この領域は田辺さんに入るのではないかと思ふのであります。

○永井委員 次に田辺さん、あるいは鈴木さん、近藤さんからお答えを願ひたいと思ひますが、日ソ貿易に対する背景の問題、これは政府が実際に現在のやうな態度をとつておるか、それから経済界といつても財界の大きなところがどういふ態度をとつておるか、それから実際にアメリカ等からの圧力がないかどうか、この三つの点についてお尋ねしたいと思ふのであります。が、先ほどの話を聞いても、政府当局は非常に熱意を持ってやる、こう言つておるのです。言葉だけは熱意という用語を使つていただけで、ほんとうの言葉全体の表現からいふとちつとも熱意がなく、何かあまり拡大してちつともちやいらいアメリカの方との接触

が多くなつてやつかいことになるのだが、というやうな迷惑な答弁であるようにニエアンスとしてわれわれは受け取つておるわけでありまして、でありますからこの際政府当局を前にして業界の人がいろいろ、現在のような管理貿易の中において正直な発言をするといふことはあるいは困難かもしれませんが、遠慮なく——こういう質疑をして話し合ひをして、それを恨みに思ふやうなことがあつては、民主主義の上からいつて何でありますし、ここにおられる局長さんはそういう気持はな

ので乗り込んで取つていく。こういう条件があると思ふので、経済界の大どころは今どのような状態にあるか、ほんとうの気持はどうか、あなた方よくおわかりだらうと思ふから率直にそういう点聞かしていただきたい。それからアメリカの方に関係のある業者の人で、実際ソ連の方へ手を伸ばしてやろうとすると、そつちの方へ行くのならそつちの方でやりなさい、おれの方はお前の方を締め出すぞ、あるいはアメリカへ行くと云つたつてヴィザもやらぬぞといふやうな、外務省、通産省その他から、政治的にも、またアメリカのにらみからも、こういう圧力が来るのではないかといふふうになつては現在の段階では動きを見ておるのであります。その点について、これは日ソ貿易の今後を開いていく、拡大していくという上において大きな要素となる条件でありますから、これは一つの確に、正直に述べていただきたい。これが第一点。それから第二点は、やはりよかれあしかれいろいろな問題があると思ふのです。日ソ貿易の上における問題点はあるし、困難性もある。しかし何といつてもアジアとしての地区において、これは非常に拡大していかなければならぬし、現在シベリアの木材といふやうなものはどうしても大きく発展していかなければいかぬし、港灣その他の問題があるならば、そういう問題も処理しながら、長期の計画でやっていかなければいけない。それはなぜかといへば、国内における木材資源が足りない。そしてここ二、三年バルブその他の施設といふものが三割以上伸びた。そしてアラスカその他の木材に触手を伸ばしているけ

るしいのかといふやうな見通しについて伺ひたいと思ひます。これは南さんに一つ……

○南参考人 第一の質問ですが、それは今のソ連でいつているシベリア開発といふのは西部に限られてゐる問題ではないか、しかもそれがかつての囚人地帯であった極東にくるはずとあとの問題ではないかといふ話でありまして、ソ連では実際にシベリア開発といふ言葉はあまり使われていないのであります。第二回党大会で使われている言葉といふのは、東部地域開発といふ言葉であります。大体向うの文獻を見ますと、東部地域としてカコシテウラル、西シベリア、東シベリア、極東、カザクスタン、こういうふうな述べておるのであります。でありますからちろんどこに重点を注ぐかといふことはそういう一括して論じておりました。またソ連の文獻を見ましても第七次、第八次に極東に移つていくといふことを書いたものは実際にありません。しかしながら既存の生産力を生かし、そしてこれをもつと有利な格好で建設していくといふことになれば、どうしても西シベリアあるいは東シベリアといふのは、既存の設備もあるいは拠点もありますから、そちらの方が整備されていくといふことは当然あらうと思ひますけれども、どちらに重点を置いて——極東は第七次だ、第八次だといふやうなことは言つていないやうであります。中国との共同調査といふことは中国の比重を高めるのではないかといふことであります。まあ比重を高めるといふことより、これによつて中国の生産力あるいは経済力が向上する、そういうやうに

考へた方がよいのではないかと思ふのであります。それから貿易面に対する期待であります。これは先ほども私ちよつと触れましたけれども、こういうような建設を昔のようないく社会主義で何でもかんでも自分で行ふというやうな建設を捨てて、実際スミーズに建設を続けていくということになりますれば当然、先ほど適地適材主義といわれましたが、そういうものを活用して生産力を利用していくということが考へられるわけでありまして、これが現在の程度まで期待できるかというところは、先ほど田辺さんと東欧協会の方との間に七千万ドルと一千万ドルの相違が出てきました。期待にそれだけの差があるわけでありまして、私も直接どちらの方をとるといふようなことは断言できないので、この領域は田辺さんに入るのではないかと思ふのであります。

○永井委員 次に田辺さん、あるいは鈴木さん、近藤さんからお答えを願ひたいと思ひますが、日ソ貿易に対する背景の問題、これは政府が実際に現在のやうな態度をとつておるか、それから経済界といつても財界の大きなところがどういふ態度をとつておるか、それから実際にアメリカ等からの圧力がないかどうか、この三つの点についてお尋ねしたいと思ふのであります。が、先ほどの話を聞いても、政府当局は非常に熱意を持ってやる、こう言つておるのです。言葉だけは熱意という用語を使つていただけで、ほんとうの言葉全体の表現からいふとちつとも熱意がなく、何かあまり拡大してちつともちやいらいアメリカの方との接触

が多くなつてやつかいことになるのだが、というやうな迷惑な答弁であるようにニエアンスとしてわれわれは受け取つておるわけでありまして、でありますからこの際政府当局を前にして業界の人がいろいろ、現在のような管理貿易の中において正直な発言をするといふことはあるいは困難かもしれませんが、遠慮なく——こういう質疑をして話し合ひをして、それを恨みに思ふやうなことがあつては、民主主義の上からいつて何でありますし、ここにおられる局長さんはそういう気持はな

ので乗り込んで取つていく。こういう条件があると思ふので、経済界の大どころは今どのような状態にあるか、ほんとうの気持はどうか、あなた方よくおわかりだらうと思ふから率直にそういう点聞かしていただきたい。それからアメリカの方に関係のある業者の人で、実際ソ連の方へ手を伸ばしてやろうとすると、そつちの方へ行くのならそつちの方でやりなさい、おれの方はお前の方を締め出すぞ、あるいはアメリカへ行くと云つたつてヴィザもやらぬぞといふやうな、外務省、通産省その他から、政治的にも、またアメリカのにらみからも、こういう圧力が来るのではないかといふふうになつては現在の段階では動きを見ておるのであります。その点について、これは日ソ貿易の今後を開いていく、拡大していくという上において大きな要素となる条件でありますから、これは一つの確に、正直に述べていただきたい。これが第一点。それから第二点は、やはりよかれあしかれいろいろな問題があると思ふのです。日ソ貿易の上における問題点はあるし、困難性もある。しかし何といつてもアジアとしての地区において、これは非常に拡大していかなければならぬし、現在シベリアの木材といふやうなものはどうしても大きく発展していかなければいかぬし、港灣その他の問題があるならば、そういう問題も処理しながら、長期の計画でやっていかなければいけない。それはなぜかといへば、国内における木材資源が足りない。そしてここ二、三年バルブその他の施設といふものが三割以上伸びた。そしてアラスカその他の木材に触手を伸ばしているけ

れども、これは相当遠距離であつて、当面の実際の力にならない。そうすればシベリアの木材資源というものは實際価格で入手できれば、これをとつてバルブなりあるいは繊維なり、いろいろな木材加工業の高度の利用によつて、これは相当に伸ばしていくことが出来る。その間国内における林力を蓄積して、そうして国内における産業の上からも、国土保全の上からも、これはどうしてもシベリアの木材資源というものを大きく期待するような方向に問題を持つていかなければならないとわれわれは考へてゐるわけでありまして、その点において急ピツチで伸ばしていけば、大体今年ほどのくらい期待できるか、来年はどのくらい期待できるか、再来年はどのくらい期待できるか、ここ三、四年の輸入増強のできる条件というものがどういふふうになつておるか、これをお聞きしたいと思つておられます。それからシベリア開発はやはり工業開発であり、農業開発であると思ひます。農業開発が相当進めば、やはり肥料とかその他の問題が期待ができるのではないかとと思ひますし、そういう工業開発が出てくればシベリア地区は何といつても、食糧の上からいつてソ連の現在の国内の生産状況からいつて肉資源が足りない、脂肪の資源が足りない、あるいは肉の、野菜、そういう資源が足りない。そういう消費面もシベリアの地区において相当期待できる条件が出てくるのではないかと思ひますが、そういう点はいかがでありますか、この点について伺いたいと思ひます。

問題ですが、この点につきまして、まず商社の間の雰囲気といったものを率直に申し上げますと、国交回復いたしますまでは、先ほど申しましたように、ごく限られた商社しかやっておられません。しかも中小と呼ばれる規模の商社だけでありまして、最近国交回復につれて、大きい商社が直接または間接に乗り出して来るようになりまして、大きい商社では、米國と非常に関係が深いところは、やはり直接名前を出すことはばかちやうして、いろいろな傘下の小さい商社が窓口になつてやつてゐるところがございます。米國との関係を顧慮して、ソ連との貿易を断念したという会社もかつてはございました。しかしまあ今後はそういうことがなくて、むしろ大きい商社もシベリア開発ということをやつて、ポーンにしましたソ連貿易の大きい將來性にはやはり大きい期待を持つてゐるやうに私は思ひます。それからソ連貿易に対する政府当局のいろいろな方策でございますが、そういう点につきましては、最近、先ほど私が申し上げました決済の面で、バック・ツリー・バックで非常にきびしく縛られていた従来貿易が、輸入先行逆トーマスを許されるやうになりまして、百尺竿頭一歩を進めまして、非常に容易になつたといふことは事実でございます。この点は松尾局長が先ほどお話しになりました通りでございます。たとえば木材の輸入、石炭の輸入というやうな点につきましても、この輸入先行逆トーマスという方式が非常に貿易を円滑ならしめ發展することに大きい力があつたことは事実でございます。こういうものは、以前はやはりバック・ツリー・

バックで縛られて、なかなかむずかしかったのですが、やはり国交回復とそれのかこれらの資材の日本にとつての重要性ということを通産省当局が認めになりまして、輸入のスムーズになるやうにはかつていたつてゐる次第であります。そういう点につきまして、われわれ商社として、通産省のそういうやうなお計らいが、以前とは違つてソ連貿易の促進をやはり志向してゐるものというふうに解釈いたしております。

それから次に、食糧とかくだものとか食肉、そういうものがシベリアにも要るのではないだろうかという御質問がございましたが、これはシベリアが、先ほどから田辺氏や南氏のお話のごとく開発されるとすれば、おのずからそこに多数の人口が移植せられ、そしてそこには大きい消費生活が起きてくる。ことに工業が進むにつれて生活も向上するでしょうし、消費面の物資が多数に要するやうになる。従つて日本から食糧や、あるいは繊維品、そういったやうな消費物資が行くやうになることも当然だろうと考へるのであります。昨年はソ連はナホトカ揚げでカナダ小麦を二十万トン買ひました。これは明らかにシベリア方面にそういう大きな食糧の需要があることを示すものではないかと私は思つておるのであります。今後はやはり日本もそういう面に着目して、ソ連向けの輸出にそういう新しい分野を開拓するやうに考へなければなりませんし、また通商協定を結ばれる際にも、そういう方面についてソ連側に當つてみますれば、案外そういう消費物資なんかも日本から買うという意向をはつきり示してくるんじゃないかというふうに考へる次第であります。

なほ、くだものというお話がございましたが、従来ソ連はシベリアのあつた土地ですからビタミソが非常に欠乏するということを聞いておりまして、ミカンを非常に買ひたがつたこともございまして、ミカンのカン詰が引き合ひに上つたこともございます。ですから、そういう面の需要も必ずあるものと私は見通してあります。

○田辺参考人 補足させていただきます。経済界の日ソ貿易に参加してゐる現在の度合いでございますが、当会を中心に申し上げますと、一昨年日ソ貿易会として発足いたしました当時の会員商社は実勢力二十社をこそこございまして、本年の三月二十日現在で五十六商社、従来の日ソ貿易の実績は、五社でございますし、文化財を入れた十社に満たなかつた。それに対して、今のやうないわゆる当会を中心として、今考へました業界の参加度合いから考へますと、確かに関心は増大しております。しかもその会員の中には東京の三井さん、三菱さんあるいは第一物産というやうな総合商社は中国貿易にもまだ直接参加なさつておられませんが、中国貿易に参加しておられる一流商社ややはり当会にもござつて参加してゐるという実情でございます。

それからなほもう一つ視野を広くいたしまして、日本の経済界全般としてたとえば日本商工会議所とかあるいは経団連が日ソ貿易についてどうかというふうに申されました場合には、まだそれらのほんとうの財界主流の諸団体が正面切つて日ソ貿易の問題を取り上げるといふやうな態勢ではないやうに判断いたしております。

それから永井先生の今後の伸びる度合いに關する諸問題でございますが、これはわれわれとして四十八に上る産業団体、工業団体の参加を得て試算いたしました第一次トレードなんかは、現在の商談の動き工合から見ても、先ほど近藤参考人から申されましたやうに、すでに千六百万ドルの契約を予想されるんじゃないかというやうな点から、実はある商品については相当控へ目に、あまりにも手が過ぎた試算をしたんじゃないかというやうな点から、片道七千六百万ドル、總体の数字はそう動かないといつたしましても、商品によつては試算し直しをしなければならぬというやうな態勢を考へておるわけでございます。

それから將來の見通しにつきまして、二年、三年後あるいは合理的な総合的な貿易協定、通商航海条約等が結ばれました時、その保障のもとにいてならば業界団体が試算いたしました片道一億六千万ドル、往復三億二千万ドルというやうな数字も決して根拠のない、現実離れした数字でないんじゃないか、そうした期待を持つてもいいんじゃないかというふうに考へておる、この点は依然としてわれわれの主張は變つておりません。それからまた輕工業商品あるいは食料商品等に対する対ソ輸出の見通し、期待につきましては、永井先生の見解と全く同感でございます。これが実現のために、たゞいま近藤参考人からも申されましたやうに、具体的な通商協定の中で――通商協定の内容について先ほど政府御当局から二つの御意見が出ましたが、こま

○松平委員　簡単に重複を避けて質問したいと思うのですが、南さんにお伺いしたいと思います。

て一九五二年以後、ソビエトからは船舶の受注であるとか、あるいは繊維製品それから先ほどあなたが言われましたように、ミカンのカン詰というようなこともあった、そういう工合にかなり日本に対して先方からはいろいろなアプローチがあったようなことを聞いておるのであります。ところが、たとえ船舶については漁船のようなものしか日本は出さぬとかなんとかいうことで、結局受注が実現をしなかった、こういうふうにわれわれ聞いておるわけでありすけれども、今まで日ソ間の貿易について向うが日本へいろいろなものを発注してきてそれが実現しなかったというのは、どういうところに欠陥があつてできなかったのか。すなわちそれは価格の問題であるか、あるいは日本の政府がそういうことをやりたがらない、たとえば船舶のようなものは受け付けない、こういうことであつたのか。あるいはまたコムがあつてその影響があつたというのか、そのできなかった原因はいろいろであります。うけれども、それを一つかいつまんでお話し願いたい。

○近藤参考人　ただいまの御質問のうちに船舶のお話がありました。日本が従来ソ連向けに輸出引き合をしてきました中で、一番重要なものはやはり船舶でございます。ソ連も日本の造船能力に非常な目をつけてまして、かねてから船についてのアプローチを盛んにしてきておりました。それは小さい漁船であるとか、引き船であるとかいうものから始まりまして、極東地域にソ連が運営しております貨物船の修理ということなりまして、それがさらに最近では新造船というような話にまで進

んで参つております。このソ連の船の引き合いについて、小型船はもちろん問題なくこれまで大体まともなやり取りですが、コムの制限上、やはりスピードであるとかなんとかいう問題もございまして、大型の貨物船でスピードの速いものはやはりいけないというように私は了解いたしております。それでそういう点でまともなやり取りもあつたと思ひます。これはコムの制限の關係ですが、そのほか日本に造船業者が、ことに最近非常に大きい注文を世界各國から受けておられますし、ソ連の船の引き合いが、何と申しますか非常にスローでございまして、で、そんな手間のかかるところはあまり応じたくない、もつとてきばと早くきめてくれる自由諸國の方にやはり造船業者が目を向けるというやうなことも、これは当然の趨勢だろつと思ひます。なお価格の点については、たゞいまソ連はニシン漁業の母船を日本に注文しようと思ひまして、それについては日立造船がその引き合いに當つております。このことはすでに新聞にもよく書かれておりますが、皆さん御存じと思ひますが、これもやはり値段の点でなかなかソ連側が日本の値段は高いといふことを言ひまして、おんでおりました、きまつておりません。船で考えますと、コムの制限、それからソ連側の引き合いがどうも日本の造船業者の氣に食わない、あるいはまた実際そういう引き合いぶりでは、日本の造船業者が応じていけないというやうなこともあつたと思ひます。それから値段の点について問題があつたこともあつたと思ひます、また現に問題が

ある、かういふやうな状態でございします。そのほかのものにつきましては、たとえば銅線の輸出が過去にありましたが、これはコム制限で銅の素材は全然生産へは出せないことになつておりました、素材に近い銅線、たとえば太い荒吹き銅線というものは出せないわけにございします。非常に加工度の高い細い銅線なら出してもいいというこゝともあります。これまで出しましたもので問題になつておるのはそれくらいのもので、思つておられます。私の方の会社の引き合いの品目に入つてこないもので、あるいはコムの制限上出なかつたものもあるだらうと思ひます。なお、最近國交を回復しましてから、ソ連側がわれわれの会社に引き合いを寄せてくるものの中には、ずいぶんバラエティがふえて参りまして、たとえばナホトカあたりで使われると思ふやうな浮きクレーン、フローティング・クレーン、そういうものの引き合いもありました。しかしそういう場合、やはりメーカーによりましてはソ連との引き合いをいろいろな点で、アメリカに対する關係で気がねするといふ点がございします。たとえばアメリカのあるメーカーと技術的な協定をいたしておりました、そのパテントを使わなければできないやうな機械というやうなものになりますと、これはやはりアメリカに氣がねして出さない。アメリカの方もそういうやうな商売をすれば抗議をするだらうと思ひますし、それはやはりその会社とアメリカとの特殊な提携の關係上できない、かういふところでは私らの会社が経験しまし

たのは、そういうやうな今申しました程度でございします。そのほかに向うがいろいろの問題を提起してきておられますが、そういうものにはメーカーが進んで応じておられます。たとえばボール・ベアリングがございします。これは最近ソ連側から相当大きい照会をしてきておられますが、日本の当局といたしましては、コムの制限上一年間にある金額以上は出せない。たしか七十万ドルと了解しておられますが、それ以上は出せないという一つのワケがあるやうでございします。ソ連側はそれをこえてもつとたくさん買いたいという氣持を持っておられますが、現在のところそういう制限があるのと、また國內需要が非常に強いために、メーカーがまず國內のお客様の需要を満足させなければいけないから、ソ連側に対しては今のところは出す余裕がないというやうなことから、ソ連側の要求する大きい数量はオフ・アードできない、かういふ事情もございします。

○松平委員 私は両方に不信感といひますか、若干そういうものがあると思ふのです。これがなかなかうまくいかぬといふのは、今まで不信の念がお互いにあるんだらう。それをいかに取り除いていくかといふことで、クレーム等につきましても、鈴木さんとドムニツキーとの間に話ができたといいことも聞いておるわけですが、そこで日本の商社、官側等を一緒にしてシベリアに一つ行つてみようといふやうなことが新聞にも出ておるわけでありまして、それだけでも、そういうふうな現地調査をこつちでもするし、向うからも来てもらつてやるということと同時に進めていかなければならぬと思ふのです。その御計画はございしますかどうですか。田辺さんでもいいのですが、それがもしおわかりになつておるならば……こつちから行つたり向うから来たたりするといふことです。

○田辺参考人 官民合同のシベリア經濟事情の視察團といふ点は、われわれも新聞紙上で政府の御計画であるやうに伺つておるわけにございします。先方にも日本のいろいろな産業施設を見せ、われわれも行くといふことは、双方の理解を深め、經濟交流を促進していく上に大いに役立つと思ひます。この計画には当会としては全面的に賛成でございしますし、もし政府御当局に御計画があるならば、ぜひ推進していただきたいと思ひます。ただ先ほど私申しおくれたのでございしますが、政府御当局への要望といふ点を委員各位から御質問を受けたわけでありますが、それならば通商協定の準備のために視察に行くといふことよりも、むしろそれは独自の問題として相互の理解を深めるために進めると一緒に、やはり經濟交流の問題につきましては、それができなければ通商協定の話し合いを始めるといふのではなく、通商協定の話し合いといふふうな諸問題については、現状の可能な限りにおいても早急に話し合いを進めていき、一方に官民合同の派遣團も出すといふことがきつて適切ではないかといふことを感ずるわけにございします。なおこれに関連して政府御当局からわれわれとしても御意見を伺ひたいと思つておるわけでありします。

○松平委員 今の問題については政府からも意見を伺ひたいのですが、最後にあわせまして政府側に伺ひたいと思ひます。日ソ貿易には基本政策といふものを確立して、それを推進していく、かういふことに尽きると思ふのです。そこで岸總理大臣もそういう發言をして、その氣持になつてゐるのではなからうかと思ひます。しかしどうもこれがうまいかぬ、なかなかかはかしくいかぬといふことはどういふわけであるか、私もよくわかりませんが、先ほどの答弁を聞いておつても、非常に松尾君その他が何と申しますか、もし必要であるならばといふやうな言葉使ひから察しても、あまり熱意がないのではないかとどういふふうに思われる。ことに日ソ間の國交回復したときに、何か新聞記者のつた松尾君の談話が出ておつたけれども、大して望みはないんだといふことが新聞にもあなたの談話として出ておるし、それから外務省に至つては二つの意見があつて、あの議定書を作るときに、貿易の拡大並びに通商に関する議定書といふあれを翻訳するとき、貿易の拡大といふ字を故意に落して、貿易と通商といふやうにしたといふので、松本全權が非常に憤慨して、何だ君らはといふわけで事務當局をしかりつけたといふこともあるわけにございします。そういう霧氣が事務當局の間にあるわけなんです。従つてこれは、政府がそういうことを考へておつても、官側の一部にそれを阻害しようといふ考え方を持つてゐる者があつたのではないかと、これが私には察せられるのであります。従つてこれは何としても早くしなければならぬわけでありまして、作業にも時間がかかる。しかし先ほどなたかからの話によりまして、や

はり日ソの貿易というものには時期があるのだ、その時期をはずすと一年待たなければならぬということになるわけであります。従つてその時期をはずさぬようにしなければならぬけれども、かりにいろいろ作業があつて時期がおくれてしまふということであるならば、暫定的な措置をこの際との必要があるのではないか。暫定の措置によつて貿易の拡大をはかつていくということが、日本の自立経済の達成にきつめて必要なものであります。そこでこの暫定的な措置として、先ほども御意見がありましたけれども、政府においては片道決済の貿易方式を一つとつてもらいたい。同時にこの通商の場合、東京における話し合いというものが今までも一番成功しておるように思うのであります。従つて通商代表部というもの、このフアンクシヨンというものを認めなければならぬ。これは国交が回復しておるのだから認めなければならぬ。これを認めると同時に、わが方の通商関係の外交官ももう少し充実して、そうしてすみやかに暫定的にもせよそのフアンクシヨンを行わしていかなければならぬ。こういうふうには考へておるのだけれども、この片道決済に関する考へ方について大蔵省の当局はどういうふうにお考へておるかということ、それから通商代表部のフアンクシヨンを早くやらせなければならぬが、それに対しては今どういうふうに動いておるかということを外務省の佐藤経済局長にお伺いしたいと思ひます。

○大島説明員 ただいま暫定的な決済方式を考へたらどうかという御趣旨の御質問でございます。先ほど通産省松尾政府委員が御答弁申し上げたような

現状並びに考へ方でございます。目下関係各省との間で種々検討中でございます。若干重複いたしますが、従来は個々のバック・ツー・バックの個別バーターだけであつたわけでありましたが、最近におきましてはトーマスあるいは逆トーマスというふうなものも必要な場合においては認めるというふうなところも出てきたわけでございいたします。さらに先方その他各般の事情をよくつづさに研究いたしまして、漸進的に考へていきたい、このように思つております。目下のところ、暫定的に行つていかなければならぬところまでは行つていない状況でございます。しかしたびたび外務省、通産省からもお答へ申し上げましたように、十分研究を進めておるということは、私ども大蔵省の事務当局といたしまして申し上げられると思つております。

○佐藤(健)政府委員 お答へ申し上げます。ソ連の通商代表部につきましては、近々向うから東京に派遣されて来るといふふう聞いております。また日本のモスクワにおります大使館には、門脇大使と一緒に経済局からも人員が派遣されております。ただ日本側の人員が今の人員で足りるかどうかという点につきましては、多少今後のことに関連して問題がございいたしますので、もし不足な場合にはまた増員というところも考へなければならぬものと思つております。

○松平委員 委員長に一つ要望したいと思ふんだけれども、一度、岸総理大臣と通産大臣を呼んで、この問題についての質疑応答の機会を作つていただきたい。それによつてなおこれを推進していきたいと思ひますので、一つ委

員長においてよろしくお取り計らい願ひたいと思ひます。

○福田委員 承つておきます。

○鈴木参考人 先ほど田中先生からお話がありました際に、貿易協定の形式の話が出ましたので、いささか自分の考へを申し述べてみたいと思ひます。通商局長からソ連と貿易協定をやる場合には、相手が一國にまとまつておるだけに、自由諸国とやるのとは形が変なところがあると思ひます。そのときに非常にこまかいところまで立ち入るようになるかどうかということについては深く考へなくちやならないといふお話があつたように了解いたしますが、それは当然だと思ひます。たとえば数量とか引き渡し時期とか値段とか品目を定めることは非常にむづかしい問題ですから、きめるとすれば慎重に、しかも非常に大まかなところできめておくよりはか方法はなまいと思ひますが、きめられて得るところが少いと思ひます。ただ、取引条件中のゼネラル・ターム、一般条件というのがございしますが、たとえば仲裁の条項を書き入れるとか、検査の条項を書き入れるとか、決済の方式を書き入れるといううなことは一般的にした方がよろしい。やはり向うに各個撃破をされるおそれのあるものは書き入れるといふうな方針をとつていただきたいと思ひます。これは長く議論をする必要がないことだと思ひます。

もう一つ、貿易協定をする場合の大体の精神でございますが、先ほどなたかからお話のございました自由諸国とやる場合平等互惠を原則とする建前と同じで、やはり日本との貿易協定の第一条件に平等互惠の原則でこの条約を

結ぶということをやつたておく必要があると思ひます。そうして、やはりいろいろなことが起きた場合に、その原則を参照し得ると日本が有利だと思ひますから、ちよつと御参考までに申し上げます。

○加藤(清)委員 私も質問はありますがけれども、もう五時でございますからきょうはこの程度にして、ぜひこの次岸総理大臣兼外務大臣、企画庁長官を呼んでいただいて核心に触れたところを調べてみたいと思ふので、それを委員長に要望して質問を保留しておきます。

○福田委員 承つておきます。

ほかに御質疑はありませんか。――参考人各位には御多用のところ長時間にわたつて種々御意見を承わりました。本問題の調査に多大の参考となりましたことを厚く御礼申し上げます。

本日はこの程度にとどめます。次回は来たる二十九日午前十時より開会することといたします。なお、明二十八日は午前十時より技術士法案について科学技術振興対策特別委員会との連合審査会を開会する予定でありますから、御報告いたしておきます。

これにて散会いたします。

午後四時四十五分散会

〔参照〕 自転車競技法等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出) 〔別冊附録に掲載〕

昭和三十三年三月三十日印刷

昭和三十三年四月一日發行

衆議院事務局

印刷者 大藏省印刷局